

参議院地方行政委員会會議録第三十二号

昭和二十九年五月四日(火曜日)午前十一時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 末治君

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
高橋進太郎君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝藏君
笹森 順造君
加瀬 完君

國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君
國務大臣 塚田十一郎君

政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁次長 鈴木 俊一君
自治庁財政部長 後藤 博君
大蔵省主計局長 森永貞一郎君
大蔵省主計局長 正示啓次郎君

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長 渡邊喜久造君

事務局長

常任委員 福永興一郎君
常任委員 伊藤 清君
常任委員 会専門員 伊藤 清君
常任委員 会専門員 伊藤 清君

説明員

自治庁財政部長 柴田 護君
自治庁財政部長 堀 潤君
大蔵省主計局長 堀 潤君
大蔵省主計局長 堀 潤君

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長 堀 潤君

大蔵省主計局長

大蔵省主計局長 堀 潤君

本日の會議に付した事件
○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(内村清次君) では只今から地方行政委員会を開会いたします。ちよつと速記とめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記始めて。地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず法案の逐条審議をいたしたいと存じますが、政府のほうから逐条別に説明をお願いして、質疑に入りたいと思ひます。

○説明員(柴田護君) 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、逐条で御説明申し上げます。便宜上配りいたしております参考資料のうちの新旧対照表を御覧になりながらお聞き願ひたいと思ひます。

一番最初の題名が、地方財政平衡交付金法を地方交付税法と掲げてございまして、今般地方団体の調整財源を今までのような国の一般財源から年々歳出に計上いたします制度を改めまして、國税の一定割合を以て當然に地方団体の調整財源とするという方式に改めることによりまして、名称も従来の地方財政平衡交付金という名前を改めまして、地方交付税という名前にいたしました。それに伴ひまして法律の題名も地方交付税法に改めることにしたのであります。

本則中「交付金」を「交付税」に、「普通交付金」を「普通交付税」に「特

別交付金」を「特別交付税」に改める規定を置いておりますが、これは地方交付税法の法案の実体は、地方財政平衡交付金の場合と殆んど同じ規定を存置しておりますので、地方交付税に地方財政平衡交付金を変更いたしますに伴ひます字句の謄替規定であります。

第一条の改正規定は、地方交付税法の目的に關する規定の改正であります。地方交付税が従来の算定方式と異なりまして、國税の一定割合になりま

す結果、その地方団体の独立財源としての色彩が明瞭になつております。それでこの法律の目的の条項のうちで、従来の「地方自治の本旨の実現に資するため、地方団体に對し適當な財源を供与し、もつてその独立性を強化することを目的とする」という規定がありましたけれども、この規定の中で「地方団体に對し適當な財源を供与し」という、國から地方団体に對して財源を与える、言わば國が地方団体に恩恵的にやるんだといつたような臭いがしております。これを落しまして、地方団体の独立性を強化するということに改めたのであります。従ひまして地方財政平衡交付金が地方交付税に変更いたしますに伴ひます字句の修正であります。

第二条の改正規定は用語の意義に關する規定の改正であります。その第一号の地方交付税の部分には地方交付税の定義を明記したのであります。「第六條の規定により算定した所得税、法人税及び酒税のそれぞれの一定割合の

額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう國が交付する税をいう。第六條の規定と申しますのは、あとで御説明申し上げますが、交付税というのは國の税金の所得税、法人税及び酒税の一定の割合の額だということが明記してあるわけであります。そこでその規定による一定割合の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう國が交付する税、これは地方交付税もやはり地方団体に對しまして、地方団体が必要な事務を行うに要する財源を保障しようという思想に基くものであります。この「ひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう」という規定はそのまま存置したのであります。

それから第六條の改正規定は「普通交付金の總額を算定し、及び配分する」を「普通交付税を交付する」とした。普通交付税の總額を算定いたしました場合には、地方財政平衡交付金の場合と異なつて、その總額は當然に國税の一定割合として算出されるわけでありまして、總額を算定して行くという規定は要らないわけでありまして、又「配分する」というのも如何にも國が地方団体に財源をやるんだという考え方の強い言葉でありますので、これを改めまして、「普通交付税を交付する」と改めることとなつたのであります。

第三條の改正規定は、運営の基本に關する事項であります。この第一

項、第二項は地方財政平衡交付金の算定に關するものであります。要するに積上げ方式の規定であります。地方交付税の建前になりますと、積上げて参るのでなく、當然に國税の一定割合そのものが地方交付税の總額になつて参るわけでありまして、この算定に關する積上げ方式の規定であります。

第一項、第二項の規定は削除いたすこととなるわけであります。従ひまして従来の第三項が第三條の第一項になつて参ります。従来の第三項の中で「國の予算に計上された交付金の總額」云々という条項がありますが、これは自治庁長官の地方財政平衡交付金の運営に關する規定であります。これも地方交付税の總額の決定方式が変更して参りますことに伴つて「國の予算に計上された交付金の總額」という言葉は適當でありませんので、「第六條の規定による地方交付税の總額」と改めまして、又「衡平にその超過額を補てんすることができるよう配分しなければならぬ」という配分の原則については、地方交付税の總額が自動的にきまつて来る結果、その總額というもの、むしろ各地方団体の基礎財政需要額が基準財政収入額を超過する額に見合ふか見合ふないかということ、むしろ見合ふないのが本則になつて参るのであります。その結果「超過額を補てんすることができるよう」ということは事実問題として不可能であります。究極におきましては超過額を補填することを目的としたして

おるわけでありませんが、毎年々々の配分に当りましては、超過額そのものを補填するといふことは不可能な場合もあるものでありまして、従いましてこの言葉を「補てん」することを目途として」といふふうに実態に合うように直したのであります。

それから三条の四項、五項、それから四條の規定はそれ／＼交付金が交付税に充てられますための字句の読替規定であります。

第五條の改正点は、第一項及び第二項の改正規定も同様字句の読替規定であります。

それから第六條は、従来の交付金の種類及び総額の決定に関する規定であります。これを交付税の総額に關します規定に改めまして「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十をもつて交付税とする。これは交付税の総額はこれに所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十そのものが当然に交付税になるところの規定であります。

二項は「毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十に相当する額の合計額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。これは毎年度分として交付すべき交付税の総額、つまり予算に計上されるべき交付税の額でありまして、これは所得税、法人税及び酒税の収入額そのものの二〇％がそれ／＼交付税でありますのでございますが、予

算に計上をいたしました場合において、収入見込額で計上するわけでありまして、そこで後年度決算が出て参りました場合におきましては、その予算額を超過し、或いは全額に満たないという場合は、当然に交付税といふたしとしては交付未済分、或いは交付超過分になるわけでありまして、そこでそのあとの「当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し」と申しますのは、前年度以前におきまして当然交付すべきであつた額でありながら、予算に計上せられていなかった額、つまり交付未済額であります。これを加える。又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を、この所得税、法人税及び酒税の収入額が経済の変動その他によりまして予算額に達しなかつた場合におきましては、予算額の二〇％が地方交付税の額として予算に計上されているわけでありまして、そこには交付超過分が出て参るわけでありまして、その額は決算終了後におきまして控除するのであります。従いまして、第一項は交付税の総額につきまする本質規定であります。第二項は毎年度分として予算に計上すべき額に關します技術的な規定であります。

第六條の二は交付税の種類であります。交付税の種類は、地方財政平衡交付金の場合と同じように、普通交付税と特別交付税にやはり分けることにいたしましたのであります。その総額は地方財政平衡交付金法の場合におきましては、先ず普通交付金の総額が、各地方団体につきまして算定いたしました基準財政需要額が基準財政収入額を

超える額の合算額であつたのであります。従いましてそれを基礎といたしまして、その百分の八が特別交付金であつたのであります。それは地方財政平衡交付金の総額が飽くまで積上げ方式に立つておりましたので、さうなことができたのであります。今度の地方交付税で参りますと、総額が当然きまつて来るわけでありまして、そこでその総額のうちで百分の九十二に相当する額を普通交付税といたしまして、百分の八に相当する額を特別交付税といたしたのであります。この百分の九十二と百分の八の割合をとりましたのは、一応現在運用上習慣いたしておりました地方財政平衡交付金の場合の割合を参照いたしまして、採用することとしたのであります。

第六條の三は、特別交付税の額の変更に関する規定であります。毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と異なる場合において、当該合算額が普通交付税の総額に満たないときは、当該普通交付税の総額は、特別交付税の総額に加算するものとす。当該合算額が普通交付税の総額をこえるときは、当該普通交付税の総額は、特別交付税の総額から減額するものとす。但し、当該減額すべき額は、交付税の総額の百分の二に相当する額をこえてはならないものとす。これは普通交付税を各地方団体に對しまして交付いたしました場合の算定は、現在の地方財政平衡交付金においてとつておりますように、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額につきまして交付するわけでありまして、その総額が来年度分として交付す

べき普通交付税の額、つまり交付税の総額の百分の九十二の額と合わない場合、これはむしろ合わないのが原則であらうと思はれるのであります。その場合において、その合算額が若し百分の九十二の普通交付税の額、つまり交付税総額の百分の九十二に満たない場合においては、その満たない額は特別交付税の総額に加算する。若し各地方団体について算定いたしました基準財政需要額と基準財政収入額との差額の合計額が普通交付税の総額より少かつた場合におきましては、普通交付税の総額が余つて来るわけでありまして、余つて参ります額は、それは特別交付税に加算するのだ。又その合算額が、今度は普通交付税の総額を超えるとき、つまり普通交付税の総額が、各地方団体について算定いたしました交付基準額に對しまして不足する場合、その場合は特別交付税の一部を普通交付税に廻す、特別交付税を持つて行くといふことにいたすことにしておるのであります。併しその特別交付税を普通交付税に廻します限度は、交付税の総額の百分の二にする。特別交付税の額は交付税総額の百分の八でありまして、その百分の二と申しますと、特別交付税の四分の一の額であります。その四分の一までは普通交付税に廻し得るものとす。つまりここに挙げております思想は、成るべく交付税総額のうちで賄うようにする。併しどうしても賄えない場合においては調整率を乗じまして、基準財政需要額を調整するといふところの、現在の普通の地方財政平衡交付金の算定にとつておりますところの方式を踏襲する、こういうことにしておるのであります。ここに百

分の二といたしたのは、大体特別交付税の額は百億程度と推定されまうが、そのうちで四分の一と申しますと二十五億、六億七、八十億のものは残る。七、八十億のものは、やはり全国一、二の地方団体の特別の財政状況を見まして勘案いたしまして調整いたしまして、どうしても特別交付税といたしましてその程度の税はとつておく必要があるのじやないか。そこで百分の二を以て限度とすることとしたのであります。

それから第二項は「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る率の変更を行うものとする。これは交付税は要するに所得税、法人税及び酒税の百分の二十の額、その額が地方交付税でありますけれども、都市によつて、實際に配分いたしましたところの各地方団体について算定した交付金額の総額といふものが、普通交付税の額と非常に違つて参りました場合、この場合にはやはり地方団体の財政需要額の算定に誤りがあるか、或いは交付税の総額について不足があるのかといふところの、いずれの場合になつて参るわけでありまして、この場合におきましては、やはり地方財政又は地方行政制度全般につきまして再検討すべきときなのであります。交付税制度を設けました趣旨は、年々歳々その総額についていろいろ細かい問題は論じない、少々のでは勘定に入れないというのが、地方財政平衡交付

金を地方交付税にいたしました趣旨でありますけれども、その差が余り大きくなつて参りますと、やはり制度的にそれは考えなければならぬ。その差が大きくなり出す場合は、引續いて非常に差が著しく出て参つた場合というところに限定することにいたしました。地方交付税の割合というのは原則としてはいじらないのだというところの建前をはつきりいたしております。又いじる場合におきましても、先ず地方財政制度自体の改正について考慮する、或いは繰入れ割合、今の交付税の二〇〇％というものの割合の変更を考慮するということにいたしましたのであります。

第七條は、歳入歳出額の見込額の提出に關します。特に地方財政平衡交付金なり地方交付税に關しますところの算定の内容に關する公表の義務に關する規定であります。これは地方財政平衡交付金が地方交付税に變りましたのに伴ひまして必要な字句の訂正をいたしたのであります。

第八條、第九條も共に字句の訂正に關します。第九條も共に字句の訂正に關します。

第十條は普通交付税の算定に關します。規定であります。これも本質的には現行法の地方財政平衡交付金の普通交付金の算定方法の規定をそのまま踏襲いたしております。ただ地方交付税の場合におきましては、總額の百分の九十二が普通交付税であります。場合によつては特別交付税の額を交付税總額の百分の二までは普通交付税に廻す場合があるわけでありまして、それに伴ひまして改正をいたしましたのであります。つまり交付税總額の百分の二を普通交付税に廻しまして、その上でなお交付税總額とそれから各地

方団体につきまして算定いたしました交付金額とが相異なつた場合には、現行法と同じように基準財政需要額につきまして調整率を乗じまして調整をいたしておるのであります。その方式をそのまま採用するのであります。その百分の二を廻すといふところにつきまして字句の訂正が必要なのであります。その十條の二項の改正規定の但書のところで「但し、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の總額をこえるため、当該こえる額を特別交付税の總額から減額すべき場合において、その減額すべき額が交付税の總額の百分の二に相當する額をこえるときは、左の式により算定した額とする」という規定がその趣旨を表わしているのであります。

それから三項、四項、五項共に右に伴ひますところの規定の整備であります。

第十二條は測定單位及び單位費用に關する規定でございます。單位費用につきましては、今般給与費……本年四月一日から実施されました職員の給与改訂の年度に伴ひまして所定の金、運賃等につきまして従来の算定方式につきまして改訂を加えました。旅費等につきましては、上京旅費、県内旅費等につきましては、普通旅費の増額を見込んでおります。普通旅費の改訂はいたしてございせんけれども、上京旅費と県内旅費につきましては、運賃の改訂に伴うところの所要の増額をいたしてあります。又物件費の算定につきまして、普通庁費の算定は國の附屬官庁の単価によつて算定する

ものとし、建築車輛、自動車維持費等國の予算の單価の変更に伴ひます所要の改訂を加えてあります。それから補助負担金につきまして單位費用を算定いたします場合に、特定財源として補助負担金を落すわけでありまして、その補助負担金の算定につきまして、今回補助負担率を相當變更になることになつてゐるので、その變更に應じまして所要の改訂を加えてあります。又町村合併促進法或いは労働金庫法、或いは公明選挙に關する規定等、國の行政施策に伴ひまして新たに地方の負担となつて参りましたものにつきまして所要の改訂を加えてあります。

それから警察制度の改正に伴ひまして、府県の經費の種類に警察費を設けますと共に、市町村につきましては警察費を削減いたすことになつたのであります。但し附則におきまして二十九年年度分につきましては、市町村につきまして三月分の警察費を見込むこととし、府県につきましては七月以降九月分の警察費につきまして單位費用の算定をいたしてあります。

それから揮発油譲与税の改正に伴ひまして、府県の土木費中道路費につきまして總額におきまして三十一億四千萬円程度を特定財源として控除することといたしてあります。その結果新旧対照表に現われておりますように、單位費用につきましてそれ〴〵所要の改訂を加えたのであります。

その他測定單位につきましては、現在市町村の警察費につきましては人口をとりてありますけれども、新警察法案によりますなら、警察職員定員数等につきましては政令等で以て基準をきめることにいたしてあります。基準をきめられるものならばむしろ警察吏員、職員数をとつたほうが警察費の算定といたしましては実態に副うものではないかと存じます。府県の警察費につきましては最初とつておりましたように警察職員数をとることにいたしましたのであります。

それから第二項の改正規定でございますが、測定單位の數値の算定につきましてそれ〴〵基準を明記することにしたのであります。現行法におきまして二十九年年度からは法定することになつておりますので、その趣旨にも副ひまして、數値の算定の基礎につきまして所要の規定を法定いたしましたのであります。この内容は大体現在總理府令でできております測定單位の數値の算定方法をそのまま挙げてあります。ただ警察職員數につきましては、數値の算定の基礎につきまして、警察法第五十六條に規定する政令で定める基準で算定した警察職員數をとることにいたしましたのであります。

小学校の児童數、小学校の學級數等につきまして、従来は小学校の児童數、學級數、それから中学校の生徒數、學級數、學校數、それから高等學校の生徒數、これだけのものにつきましては、従来は學校關係統計の系數をそのまま使つておつたのであります。けれども、今回は指定統計の系數を使うことに改めました。これは指定統計の系數を使つたほうがより算定につきまして恣意の介入を排することができるといふ趣旨に基いたものであります。

それから第十三條測定單位の數値の補正の方法であります。補正の方法につきまして、第十三條第一項、第二項

の改正規定は従来は法律で定める方法によつてとありまして、昭和二十九年からは法律で定めるが、それを二十八年度までは總理府令で定めていいのだということが附則にあつたのであります。それが、それを今回法律で定めずために所要の改正をいたしました。四項五項、六項、七項、八項、これだけが新しい規定であります。この規定の趣旨は大体段階補正、密度補正、態容補正、寒冷補正、四つの補正をいたすのであります。その補正方法は現在今まで總理府令で定めて参りました方法をほぼ採用いたしまして、大体それによつて總理府令を法律に掲げたというよりな恰好によつて規定いたしてあります。

ただ第四項の但書で「但し、前項第一号から第四号までの補正の二以上をあわせ行つ場合においては、二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率を連乘して得た率によるものとする」と、これは大体補正係數はこの四つの補正順位につきまして、それ〴〵連乘して出すのでござい

ますが、この連乘いたします場合、補正係數を組みます場合、それ〴〵の補正事由につきまして補正方法をきめず、むしろ二つを噛み合して補正する方法をとるほうがより実態に副つて補正をすることができるといふ趣旨に基いたものであります。二以上の事由を通じて一の率を定め、又は各事由ごとに算定した率を連乘して得た率によるものとする」といふ規定を置くことにいたしましたのであります。第二に

密度補正と段階補正との関連におきまして、段階補正で係數がマイナスの補正が行われ、密度補正におきましてプ

ラスの補正が行われるということが小規模団体においては多いのでありますが、二つを噛み合せますならば、必要以上に率が高くなるというたようなことが防げるのではないか。地方公共団体のつきまちは、むしろそういう方法をとることが必要じゃないかといううなことが考えられますので、そういうことがなし得るといふことの規定を置いたものであります。第一号、第二号、第三号、第四号とありまして、第一号はこれは段階補正に關します補正方法、つまり測定單位の數値の多少による段階につきまして行います補正であります。第二号は密度補正と言われるものであります。人口密度等の多少によりまして補正をいたしております。第三号は市町村の行います行政の量と質の相違によりまして、いわば市町村の態容によりまして行政区分の補正であります。これも従来の方式を採用いたしておるものであります。第四号はこれはいわゆる寒冷補正であります。これも従来の方式をそのまま採用いたしております。

それから第七項の規定、これは人口が急増した地方団体及び組合を組織している地方団体にかかる補正係數の數値並びに測定單位の數値の補正後の數値の算定方法に關します規定であります。現在も地方の人口は國勢調査の人口をとつております結果、係數がやや古いのであります。昭和二十五年をとりまして、人口が急増して参つたたうな団体におきましては新しい係數を使わなければならぬのであります。昭和二十五年以降におきまして人口等に關する統計がないのであります。そこで人口急増団体等につきま

ては補正で以てその難点を補うことにいたしたのであります。従いまして、ここにその根據規定を置くこととしたのであります。

第十四条は基準財政収入額の算定方法に關する規定であります。第一項は従来の規定を、新たに入場課税と設けられますことに伴います是正であります。第一項は基準財政収入額につきまして、道府県に於ては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税の収入見込額及び当該道府県の普通税と入場課税との合計額とを

算定する。これは入場課税は昭和二十九年

度から設けられるのであります。こ

れは今度國税になります入場税の九割

の額をば人口によりまして府県に按分

交付するわけでありまして、按分交付す

るわけでありまして、その実體は地方

交付税と変化がないのであります。こ

れは基準財政収入の算定といたしまして

は、これは地方交付税と同じ扱いをす

る。そこで普通税につきましては、十

分の八、つまり標準税率の八割を以て

基準税率とするのであります。入場

課税につきましては、かような扱いを

いたしません。一〇〇％基準財政取

入額から控除するといふところの算定

方法をとることとしたのであります。

第二項は府県民税の創設に伴います

ところの訂正であります。中項に「個

人に対する道府県民税の所得割につ

ては、所得割の課税總額の算定に用

いる標準率」とする、百分の五であり

ますが、個人に対する道府県民税の所得

割の算定標準率そのものを以て標準

率とする。市町村民税についての所得

割につきましては、道府県民税の創設

に伴いまして、いわゆる第一方式によ

ります場合の標準税率が百分の十三に

なつて参りましたので、百分の十八を

百分の十三に改めたのであります。

第三項は基準財政収入額の算定の基

礎であります。これも昭和二十九年

度から現行法におきましては法定する

ことになつておりますので、その規定

の趣旨に即ち地方交付税になりまして

も今回法定することとしたので

あります。法定の基準財政収入額の算

定の基礎は、現行法に於ては、入場

課税と入場課税との合計額とを

算定する。これは入場課税は昭和二十

九年度から設けられるのであります。こ

れは今度國税になります入場税の九割

の額をば人口によりまして府県に按分

交付するわけでありまして、按分交付す

るわけでありまして、その実體は地方

交付税と変化がないのであります。こ

れは基準財政収入の算定といたしまして

は、これは地方交付税と同じ扱いをす

る。そこで普通税につきましては、十

分の八、つまり標準税率の八割を以て

基準税率とするのであります。入場

課税につきましては、かような扱いを

いたしません。一〇〇％基準財政取

入額から控除するといふところの算定

方法をとることとしたのであります。

第二項は府県民税の創設に伴います

ところの訂正であります。中項に「個

人に対する道府県民税の所得割につ

ては、所得割の課税總額の算定に用

いる標準率」とする、百分の五であり

ますが、個人に対する道府県民税の所得

割の算定標準率そのものを以て標準

率とする。市町村民税についての所得

割につきましては、道府県民税の創設

に伴いまして、いわゆる第一方式によ

ります場合の標準税率が百分の十三に

なつて参りましたので、百分の十八を

百分の十三に改めたのであります。

第三項は基準財政収入額の算定の基

礎であります。これも昭和二十九年

度から現行法におきましては法定する

ことになつておりますので、その規定

の趣旨に即ち地方交付税になりまして

も今回法定することとしたので

あります。法定の基準財政収入額の算

定の基礎は、現行法に於ては、入場

課税と入場課税との合計額とを

算定する。これは入場課税は昭和二十

九年度から設けられるのであります。こ

れは今度國税になります入場税の九割

の額をば人口によりまして府県に按分

交付するわけでありまして、按分交付す

るわけでありまして、その実體は地方

交付税と変化がないのであります。こ

れは基準財政収入の算定といたしまして

は、これは地方交付税と同じ扱いをす

る。そこで普通税につきましては、十

分の八、つまり標準税率の八割を以て

基準税率とするのであります。入場

課税につきましては、かような扱いを

いたしません。一〇〇％基準財政取

入額から控除するといふところの算定

方法をとることとしたのであります。

第二項は府県民税の創設に伴います

ところの訂正であります。中項に「個

人に対する道府県民税の所得割につ

ては、所得割の課税總額の算定に用

いる標準率」とする、百分の五であり

ますが、個人に対する道府県民税の所得

割の算定標準率そのものを以て標準

率とする。市町村民税についての所得

割につきましては、道府県民税の創設

に伴いまして、いわゆる第一方式によ

ります場合の標準税率が百分の十三に

なつて参りましたので、百分の十八を

百分の十三に改めたのであります。

第三項は基準財政収入額の算定の基

礎であります。これも昭和二十九年

度から現行法におきましては法定する

ことになつておりますので、その規定

の趣旨に即ち地方交付税になりまして

も今回法定することとしたので

あります。法定の基準財政収入額の算

定の基礎は、現行法に於ては、入場

課税と入場課税との合計額とを

算定する。これは入場課税は昭和二十

九年度から設けられるのであります。こ

れは今度國税になります入場税の九割

の額をば人口によりまして府県に按分

交付するわけでありまして、按分交付す

るわけでありまして、その実體は地方

交付税と変化がないのであります。こ

れは基準財政収入の算定といたしまして

は、これは地方交付税と同じ扱いをす

る。そこで普通税につきましては、十

分の八、つまり標準税率の八割を以て

基準税率とするのであります。入場

課税につきましては、かような扱いを

いたしません。一〇〇％基準財政取

入額から控除するといふところの算定

方法をとることとしたのであります。

第二項は府県民税の創設に伴います

ところの訂正であります。中項に「個

人に対する道府県民税の所得割につ

ては、所得割の課税總額の算定に用

いる標準率」とする、百分の五であり

ますが、個人に対する道府県民税の所得

割の算定標準率そのものを以て標準

率とする。市町村民税についての所得

割につきましては、道府県民税の創設

に伴いまして、いわゆる第一方式によ

ります場合の標準税率が百分の十三に

なつて参りましたので、百分の十八を

百分の十三に改めたのであります。

第三項は基準財政収入額の算定の基

礎であります。これも昭和二十九年

度から現行法におきましては法定する

ことになつておりますので、その規定

の趣旨に即ち地方交付税になりまして

も今回法定することとしたので

あります。法定の基準財政収入額の算

定の基礎は、現行法に於ては、入場

課税と入場課税との合計額とを

にすることにしまして一応充たすといつた意味合いからでありまして、算定基礎は従来の地方財政平衡交付金の場合と同じように一府地方財政計画を策定いたしまして、その不足分を地方交付税に求めるという計算で以て千二百十六億を出しておりますが、それを本年度の所得税、法人税の総額に乘じまして逆算いたしまして、一九・六六という率を出したのであります。

第四項は昭和二十九年に限りする警察費に係る単位費用の特例であります。昭和二十九年に限りましては府県の警察費は九月分までございまして、年間三十万円の単位費用を二十二万円で脱替えております。同時に又市町村につきましては、警察費が三月分あるわけでございますので、昭和二十九年は人口を測定単位といたしまして、人口当り九十円の単位費用を見っております。

第五項は法人税制及び償却資産に係りますところの基準財政収入の算定に関する説き規定でございます。これは分割法人につきまして、本来当該法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税のうち法人税制の課税標準、法人税の課税標準とをとりまして、本年は一府市町村民税の法人税制の課税標準額をとることにいたしております。それから市町村の償却資産の算定につきまして、本則は三百八十九条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が決定した価格を配分するものだというところを設けておりますが、これが昭和二十九年におきましては、まだ三百九十一條の規定によるいわゆる大規模償

却資産の価格の配分があるわけでございますので、その規定を設けて、暫定的に補正しておるわけでありまして、

それから第六項は概算交付に關する規定でございます。地方交付税が今年にございまして、今年の地方交付税の概算交付に當りましては、便宜昭和二十八年の地方財政平衡交付金の額を基準といたしまして配分することにしたわけでございます。

第七項は地方交付税に關する錯誤に係りますものは正に關する規定であります。これを昭和二十八年と二十九年度の間の繋がりについて、二十八年度の地方財政平衡交付金の錯誤に係りますものを昭和二十九年度の地方交付税の交付に代えて所課の正を行ふことができる、つまり地方交付税の一部として錯誤に係りますものにつきましては同種に取扱いというところの措置を規定したのであります。

第八項は奄美群島に係ります地方交付税の適用に關します特例の規定であります。奄美群島に係ります地方交付税につきましては国の予算におきましては、奄美群島善後処理費といたしまして地方交付税千二百十六億の別に予算に提出されておるものであります。これは特別会計をくぐらずに直接一般会計から自治庁長官に移し替えまして、直接奄美群島に係る市町村に交付されるものでございます。これにつきましては、交付税法をそのまま適用いたしまして、測定単位の數値等につきましては、まだ補える部分が多きまゝであります。正確なる算定ができませんので、別途の算定方

法を用いまして、地方交付税の本旨に副う範圍におきまして、便宜的な算定方法といたしまして、善後処理費から自治庁長官に移し替える、こういう方式をとることにいたしましたのでございしますが、これに伴ひまして政令を以て特例を設ける必要がありまして、特例を設けます根拠規定を設けたのであります。

第九項以下十三項まではそれ／＼關係法令の地方財政平衡交付金法が地方交付税法に変わりますことに伴ひます字句の規定であります。

以上で逐条説明を終ります。

○委員長(内村清次君) 修正案のほう、ちよつと……

○説明員(柴田護君) 便宜私から衆議院で修正されました部分につきまして御説明申し上げます。

衆議院におきましては、地方財政平衡交付金法の一部改正法案の第六條の規定の中の百分の二十が百分の二十五、第二項におきましても同じように百分の二十は二十五に修正されました。又附則第三項の説き規定につきましても、百分の二十を百分の二十五に修正されております。衆議院で修正された算定の根拠といたしまして掲げられておりますのは、既定財政規模の是正といたしまして、政府が取上げませんでいた部分のものにつきまして二百九十四億圓、その内訳は経常物件費の増といたしまして五十三億圓、それから市町村民税の第二方式を適用いたしますことによる増加額を引当てとするもの百三十七億圓、国庫補助職員給与費の増加額といたしまして五十二億四千円、それから百分の二十の率の算定に入つていないものとして

交付公債の利子分、これは二十八年度から國の直轄工事の分担金を交付公債で以て納付することができ法律ができておりますが、この交付公債の利子の支払条件が本地方財政計画策定の當時におきましてはまだ決定いたしておりません。従ひまして、その利子に關します部分は地方財政計画の中には算入されてないのであります。それが最近決定されるようになって参つたのでございまして、その所要額が大体二十八年度分と二十九年度分で十三億圓ばかりあります。この十三億圓ばかりをこれに加えます。それから揮発油課税に振替えられます道路費の増として三十八億圓、政府の策定いたしました地方財政計画では十億圓をこの分として計上しておりますが、揮発油課税の中ので七十九億圓のうち四十八億圓ばかりをこの揮発油課税で以て道路の整備強化を行うということになつておりますので、それに伴ひまして三十八億圓ばかり地方財政計画に不足するわけでありまして、その額がここに挙げられます。歳出關係で二百九十四億圓、それから歳入に關しますものとして、地方税の衆議院修正によりまして九十二億四千七百圓、それから入場税の税率の修正によりまして率が軽減されましたので、それに伴ひまして本年度におきまして六十二億圓ばかり増収の減があるわけでありまして、そこで歳入におきまして百五十四億九千九百圓を補填する必要があります、かような判断の下に算定されておるのであります。この歳出が随え歳入が減つて参りますと、いわゆる超過財源に増減を生じて参りますので、歳出に二百九十四億圓、歳入百五十四億圓を補填すること

といたしまして、超過財源が九十八億ばかり減つて参るわけでありまして、従ひまして合計三百五十億圓ばかり平年度財政計画に是正をするという前提の下に、行政整理終了後におきます地方財政規模を想定し、歳入につきましては今回の税制改正の平年度化に伴ひまする税収入の増減を算定いたしまして、歳出につきましては只今の歳出の是正をする二百九十四億圓を加え、歳入につきましては地方税減税並びに入場税引下げに伴うところの課税の減税を加へまして、歳出歳入規模を算定いたされております。それによりまして、歳出規模は平年度九千七百九十五億九千四百圓、歳入につきましては、その他収入におきまして、警察國庫補助金が平年度化いたしましたために約六億圓増加いたして参ります。そこでその結果歳入規模は八千二百五十七億二千六百圓になります。こういう計算が出て参ります。地方交付税の見込額として千五百三十八億六千八百萬圓という計算が出て参るわけでありまして、今年度の所得税、法人税、酒税の収入見込額六千六百二十億六千六百萬圓で以て除きますと、二四・九八％という計算が出て参ります。これを大体二五％に繰上げようということで、端数を整理いたしまして二五％とされたのであります。

○委員長(内村清次君) それでは暫時休憩をいたします。

午後零時六分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(内村清次君) それでは休憩前に引続き、地方行政委員会を開会いたします。

議題は地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案でございます。午前中は自治庁農田財政課長の逐条説明を以て終りました。これから大蔵大臣も見えておりますので、一般的な問題について質疑をお願いいたします。

○加瀬亮君 大蔵大臣にお伺いをいたしたいのでありますが、この地方交付金法は調整財源という或る一つの使命を持つておるようになつておるわけでありまして、調整財源という点から考えますと、一つの地方財政の規模と申しますか、或る一つの標準というものが予想されて、それに対して調整するというふうな、平衡交付金制度と同じような性格が考えられなければならぬと思つておるわけでありまして、そこで大臣に伺いたいと思つておることは、この交付金制度を活用するに際しまして、一体地方財政の規模というものを大臣はどんなふうに標準と申しまして、うか、お考えになつておられますか。この点について第一にお伺いをいたしたいと思つておる。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 地方財政の規模は実は年々増加しておりまして、国の財政規模から見ても、できれば圧縮して頂ければと希つておるわけでありまして、併し現在の地方財政の状況から見まして、この程度の規模なら実情止むを得ぬものと実は考へておる次第でございます。

○加瀬亮君 この前に、大臣の御説明によりまして、地方財政というものは相当まだ圧縮するところの余地がある。例えば議会費なんかはどうもその使用というものがどうも増え過ぎたわけではないかというお言葉もあつたわけでありまして、併しながら又見方を

変えてみますと、そんなに一体地方財政は放漫かということになりますと、投資経費というものを考えますと、逐年減つて参つております。そうすると自治庁関係とも何度かこの問題は論議が繰返されたわけでありまして、地方自治の一番の使命であるところの仕事をしようと思つたに、投資経費が減つて消費経費が増大することになる。本来の自治行政がでかきないという欠陥、地方自治の担当者としては一番この欠陥の是正と言ひますか、欠陥の抜本的な対策というものがなくて困つておるというのが現状であります。又政府のお出し下さいました資料によつて検討をいたしますと、昭和九年及び二十九年を押し合しますと、国と地方の仕事の比率が、国が四百三十二倍になつておりますのに対して、地方費は三百三十六倍という数字が出るのでございまして、こういう点を見て参りますと、今の程度で適當ではなからうかという大臣のお言葉も、国の膨脹に對しまして地方の仕事が殖えておるにもかかわらず、膨脹率が遙かに下廻つておるといふことは、まだ地方そのものにやる仕事をやれないという相當の無理があるのではないかと、この点大臣は如何にお考えでございませうか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 當時の事情とは少し違ふと思ひます。當時はいろいろ、交際費というふうなものがたくさんありまして、又社会保障関係というものが御承知のごとく當時は全然見なかつたことも、全然という語弊がありますが、非常に金額の差があつたといふこともありまして、若干と言ひますが、或いはもう少し詳しく

く……誰か詳しく調べておるかたがあらますれば、そのほうから……。私はそういうふうな考へております。数で比較いたしますと、国のほうの膨脹率が多い結果も出て来るわけでありまして、當時の地方財政と国の財政の構成と今日の地方と国の財政の構成とでは、これは非常に變つて来ておるわけでありまして、例えば地方財政について考えますと、當時交際費が非常に多かつた、全体の予算の中で占める割合が相當多かつたわけでありまして、半分近い……、数字ははつきり記憶しておりませんが、そういうようなことも言えるほど多かつたのでありますが、今日におきましては交際費のウェイトはそんなにないはずであります。その交際費を除いて考えますと倍率が非常に殖える。国のほうについて考えましても、社会保障的な経費が非常に殖えておるわけでございます。そういう予算の構成そのものも考慮に入れて考えますと、必ずしもこの出た数字だけで膨脹率が多い少ないといふことを議論するわけには行かないのではないかと考へるのであります。

○加瀬亮君 それは社会保障費なんか殖えましたが、軍事費なんかというものはいろいろ問題がありますが、當時の軍事費といふものと現今のそれに見合ふものと比べましても、非常に殖えておるといふことは考へられないわけでありまして、併し府県なり、市町村なりといふものの事務といふものを考えますと、當時から比べて自治体の独立的な性格といふものが重加された關係で、非常に仕事が増えていると思つて、非常に仕事を殖えておると考へる。

差といふものは、こんなに比率の差があるはずはない。もう少し自治体といふものの歳出といふものは膨脹してもいいのではないかと。国と比較しても少し膨脹しなければ本當の意味の仕事ができないじやないか。逆に言うならば、圧縮しすぎているのではないかと。こういうふうな見方を私も持つておるわけでありまして、数字的に見て、そうでないといふ何かもつとはつきりした御説明が頂けませんか。

○國務大臣(正木啓次郎君) これは、先ほど大蔵大臣、主計局長も申上げた通り、大蔵省としましては、地方の自治の尊重といふことはかね／＼非常に重視いたしておりまして、特に自治の活動をどういふ財政規模を圧縮することによつて何して行くかといふことはやらないつもりであります。併し今お話の倍率だけを見ますと、或いはそういうこともありましようが、二十九年度の一兆予算という場合におきまして、国のほうは相當前年度に對しましては圧縮になつておることは御承知の通りでありまして、地方財政は逆に數百億の増加になつております。國民所得に對する比例等を見ましても、国のほうは去年よりも若干減つておることは御承知の通りであります。これに對しまして地方のほうは膨脹いたしておるのであります。私どもの考へとして、無論國がいろいろ法律を作りまして、地方団体に義務づけられている仕事が増加していることは御承知の通りであります。これらの点につきましても、もつとより地方財政を健全にするためには、不當に余計な仕事をし

ておるという心構えを持つておる。併し同時に地方側におかれましては、財政的にいふゆる冗費の節約といふことは、これは余地が全然ないといふことはなからうといふふうな考へを以ちまして、二十九年年度の地方財政計画の策定に當りましては、節約を圖つておる次第でございます。併しこれは國のほうでは更に御承知のように圧縮を圖つておりますと共に、今後予等執行上におきましても、それらの点については一層の節約を圖つて行きたい、という考へ方を持つておるのであります。決して國が地方の財政規模を圧縮いたしたり、無理な節約を強いておるといふことはないと考へておるのであります。

○加瀬亮君 こういうお伺いをいたしておりますのは、大蔵省の態度が地方行政、地方財政に對して非常に冷酷であるとか、或いは國が極端なる地方いじめの政策をとつておる、こういうふうな意味を以て申上げておるのではないのであります。ただ御面倒を見ておることもわかるのでありますけれども、現在の地方財政の計画といふものには相當無理があるといふふうな私どもには考へられる。ですから一層この申をゆるめるといふ考へといふものを私わけるのが當然ではないか。そういう立場でありまして、一つの例を申上げますならば、例えばこの前も大分問題になつておるのであります。地方財政白書によりまして、地方財政の窮乏という項目、給与関係経費の増加、政府施策による地方負担の増加、物価高による行政諸費の増加といふ問題を掲げておるのであります。物価高による行政諸費の増加といふのは、これは単に地方の政策の如何といふものによ

つて生じたものではないわけでありま
す。或いは又政府政策による地方負担
の増加というのは、むしろこれは責任
という言葉を言えば、みんな責任はむ
しろ中央にあつて、地方自治体が解決
のできる問題ではないのであります。
又給与関係費の増加というのも地方だ
けで招いた結果ではないわけでありま
す。こういうふうな形になつて参りま
すると、もう政府の方針といひます
か、経済界の傾向といひますか、そう
いうものによりまして地方財政が膨張
を余儀なくされている面も非常に多い
わけでありま。それが先ほど申しま
したように、投資的経費には段々巾を
狭める、虚待をして来るといふこと
になつて参るわけでありま。これ
だけの地方財政の問題といふものをた
だ冗費の節約とか、或いは単独事業
を抑えるといふことだけでは解決ので
きない問題があるのではないかと。例え
ば只今いろいろ御説明を頂いたのであ
りますが、四三三対三六六といふもの
だけで推論することは非常に危険だ
といふお話でありま。これは自治
庁のほうにも伺つたことで、重ねて大
蔵省に伺うことも恐縮な話でありま
が、國民所得に対する国税及び地方税
負担率を比較いたしますと、昭和九年
から十一年の平均を握りますと、国税
に対する地方税は大抵五〇%、国税に
対して地方税が占めてゐる。ところが
が、これは昭和二十九年の新しい税制
の改正を見込みましたものとして比率
をはき出しましたも、三八%にしか
過ぎないのではありません。すると昭和九
年から十一年という戦前の平年度と申
しましうか、そういう平均を取りま
すと、それが五〇%地方税が国税に対

して占めてゐる。ところが今度は非常
にこの前も大臣がおつしやいましたよ
うに、地方財政の強化の方針で協力を
したのだとおつしやられましても、そ
れは三八%にしか過ぎない。三八%と
いふのは昭和二十年年度ですか、三八%
の数字が出ておりましたし、あと三五、
三六といふように、大体そんなに變更
がないのであります。これだけでは地
方財源の強化といふことにはならない
のじやないか、そういう点考えま
す。まあこの点について国税に対する
比率といふものを一つこれだけで見て
推論することは危険でありましようけ
れども、まだもう少し国税と地方
税とを比べても、地方財源といふもの
に対して大蔵省が考へて頂かなければ
ならない面があるのじやないかといふ
ふうに思われるのであります。この
点、大臣如何でございませうか。
○政府委員(正示啓次郎君) 只今国税
に対する地方税の割合から比へまして
も、非常に前よりは低くなつてゐるの
じやないか、即ち地方の固有の財源が
非常に弱くなつてゐるというふうな御
趣旨の御質問でございませうが、これは
やはり税の構成が非常に變つてゐると
いふ点から御説明を申上げなければな
らんとするものでございませう。昭和十
一年頃のこれは、お示しの通り今の交付
税制度といふふうなものがなかつたの
であります。そういうものを入れて考
へますと、今年から、昭和二十九年
に新しく設けました交付税を入れて考
へますと、大体六五%くらいになるわ
けでありまして、そういうふうな新し
い制度をやはり入れまして考へなけれ
ばならんかと思つております。

○加瀬兜君 六五%といふのは、これ
は何と何で六五%となるのですか。
○政府委員(正示啓次郎君) 国税収入
見込額に對しまして、地方税収入見込
額と交付税収入見込額と合せたものの
割合でございませう。
○加瀬兜君 ですから地方税と交付
税、それからそのほか何を合せますと
六五%に相当する内容になるのです
か。
○政府委員(正示啓次郎君) 二十九
年度の国税の収入見込額が九千二百二
億余りになつておりますが、このうち
から先ず交付税及び譲与税に参ります
千二百九十五億圓、これを引きますと
七千七百二十七億圓ぐらゐに先ずこれ
を縮小いたしまして、逆に地方税の収入
額に交付税及び譲与税の収入を足しま
すと、これが五千二百一十一億圓なる
わけでございます。その割合が六五%、
こういうことになるわけでありませう。
○加瀬兜君 そういふと、昭和九年か
ら十一年の国税と地方税に對する五
〇%といふもののほかに、國が補助金
も何も一切支出しておらなかつたとい
ふことになるのですか。
○政府委員(正示啓次郎君) 主税局か
ら説明いたします。

○加瀬兜君 念のために主税局のかた
にこういう点をお答え頂きたいので
す。それは地方税といふものを考へ
て、昭和九年、十一年頃と現在と比
べて、一体地方財源といふものが強
化されたのかされておらないのか。こ
ういふものを数字の上ではつきりと
お答え頂ければよろしいのです。
○説明員(塩澤潤君) お答え申上げま
す。昭和二十九年年度の国税の収入見込
額は九千二百二億圓でありまして、只
今正示次長の申されましたように、地
方交付税及び譲与税といたしまして千
二百九十五億圓が地方に参りますの
で、国税の収入額は七千七百二十七億
圓になると思ひます。地方税のほう
は、独立税の収入見込額が三千七百二
十六億圓、それに地方交付税、揮発油
譲与税を入れますと五千二百一十一億
圓となりまして、国税の収入見込額七
千六百八十二億五千九百九十九萬圓に
對しまして、昭和九年をとりま
すと、そのときの国税の収入額は十一
億一千四百萬圓、地方の収入額は五億
九千四百萬圓でありまして、地方税の
国税に對する割合は五〇%程度になつ
ております。従ひまして交付税及び讓
与税を入れて考えますれば、現在のほ
うが地方財源の強化になつてゐるので
はなからうかと考へるわけでありま
す。
○加瀬兜君 大蔵大臣に伺ひますが、
交付税や譲与税を入れたましての比較
が、これが国税と地方税の正しい比較
といふことになりましようか。
○國務大臣(小笠原三九郎君) これ
は、税収入についての見方とすれば
いふ／＼な見方があるかも知れませ
んが、地方財源として見るときには、こ
れは正しいのだと私は存じます。
○加瀬兜君 交付税に見合ふべきやう
なもの、そうすると昭和九年、十
一年頃には全然なかつたといふこと
であればそういうことになりませうが、
事實はそういうことになりませうが、
昭和九年から十一年だけそういう
ものを一切外してしまひまして、現在
だけそれを入れますと、それは比較に
はならないように思われるのですけ
れども……
○政府委員(森永貞一郎君) 昭和九年

頃には交付税みたいな制度はございま
せん。配付税制度がございましたのは昭
和十五年頃でありまして、その後を
比較する場合には今日においては交付
税、當時においては配付税を入れなく
ちやならないと思ひますが、昭和九
年當時はそういう財政調整的な制度は
ございませうでしたから、只今の比較
でよろしいと存じます。なお交付税の
代りに附加税をとつておつたわけ
です。これは税収入の中に入れて只今
の数字を申上げておるわけでありませ
う。○若木勝蔵君 大蔵大臣に一つ伺ひた
いと思ひますが、先ほど加瀬委員か
らの質問にもあつたのでありますが、
結局まあ地方財政の計画から見て規
模が非常に圧縮されておるのではない
か、今の地方の団体の運営の上から
見て、我々地方行政委員会としても非
常にその点が心配されるのでありま
す。が、それらの問題は結局のところ地方
自治といふふうなものに對して國家予
算をあげかつておるところの大蔵大臣
はどういうところの見解を持つてお
られるか、この点が非常に重要なも
のではないかと思ひます。
そこでまあ日本の一つの地方の財政
計画といふふうなものの事情を踏つて
考へてみるといふと、結局明治の頃
においては御承知の通り未だ地方自治
は完全に育つておらない、極めて不完
全な形になつておるために、いわゆる官
治行政といふような形をとつておつ
た。その頃においては地方財政の規模
といふものは極めて小さなものです。
そして國の財政規模は非常に大き
なつておる。それがだん／＼地方自治
が発達して来た場合において、今度は
逆に地方財政のあれが非常に大きな

つておる。先ず昭和の初め頃から中頃に来ましては国の財政規模を一〇〇とするという、私しつかりした数字は今はずりしておりませんけれども、地方の財政の規模のほうは一三〇ぐらゐになつておつたと思う。それが更に今度は戦時に入つた。そういうふうな場合において逆に国の財政規模が膨脹して、そして地方の財政規模が圧縮された。昭和十九年のときは最も甚だしいものであつて、地方の財政規模は国の一〇〇に対して二一、こういうふうな段階まで落ちて来た。そういうことから考えてみますと、結局国の方面に重点を置いて地方自治というふうな方面が削られて来た場合において、これは明らかに地方財政が圧縮されて来るという事の事実を示しているであらう、こう考えられる。

そういうことから考えまして、これからの地方自治を育成して行くという立場から考えてみましたならば、先ず大蔵大臣の考え方としては地方自治をどう見るか、ここに私は非常に大きな問題があるだらうと思ふ。で、まあ地方自治法の改正案がまだ出ておりませんけれども、或いは吉田首相にせよ、塚田自治庁長官にせよ、地方自治というふうなものに対する考え方がおおよそ我々と隔たりのある方向に進んでおるようにも見える。どつちかというところ、結局は國家に主体を置いて、そして地方自治制度というふうなものを圧縮して行くような形が見える。昔の日本の地方自治の幼稚な時代のような官治行政にだん／＼歸つて行くのじやないか、こういうふうには私は考えられるのであります、この考え方がよつて地方財政の見方というものが非常に變つて来ると思ふ。そこで先ず私の伺いた

のは、大蔵大臣はそれらに対して基本的にどういうふうなお考えを持っておられるのであるか、こういう点をお聞きしたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私はその国の自治の極めて大切であるということとはこれは全く御同感であります、但し國と地方との財政規模をどうするかという問題になりますと、そのときの國の置かれておる状況によほどよるのではないかと、今お話をしましたような例えれば昭和十九年は非常に極端だと仰せになつたあゝい時分ということのは、日本の國がどういふところにあると、これはどうも當時としては、これはあとから考えてみるとそれは止むを得なかつたように私は感ずるほかないのであります、従つて國が本當にどうも滅亡か、その手前一步に來ていようなどときには、すべての力が國に集中されておるのは止むを得なかつたのじやないかと思ふのであります、これは単純に自治を圧縮したというのと見るべきものではないのじやないか。又その人も決して自治を圧迫するといふ考え方でやつたのではなからう。その當時としては國の存亡の岐をるところであらうから、中央のほうに力を尽したといふことであらうと思ふのであります。この自治全体についての考え方として私は申すならば、國と地方とはそのときの状況で、やはり一定の國が要請されておる立場から、國のほうはこう、地方はこうといふことをよく相談し合つてこれはまづめて行くべきものじやあるまいか。言い換へますと、國家的要請が非常に強い

ときにはどうしても國に若干重きが置かれ、地方的の要請が非常に強いときには地方的の立場に重きを置かれるといふことが私は當然なんじやないか。然らば今日の日本はどういふかと言いますと、これは平和憲法の下に我々がおりますけれども、やはり何と言つても國が相當戦後の各種の施設をやらなければならぬので、従つてどうしても國のほうの施設が先ず最初に上つて来る。先ほども丁度加瀬さんからお話があつて、どうも一向國のほうは、昔は投資的な経費が多かつたが、この頃は消費経費ばかりが何して

いる、投資的にはやらないといふお話があつたが、自然投資的に言ひまして、やはり國のほうに投資する例えれば電力とか造船とか、そういう部分が相當に出て来るので、従つて止むを得なかつたのである。これは私が實地に携つてゐるものとして、自治を輕んずる氣持は持つておりません。これは尊重することは申すまでもありませんけれども、但し財政の配分方については、そのとき／＼の事情でこれは御相談申上げる、こういうことになる以外にはないのじやないかと、かように私は考えております。

○若木勝藏君 いや、大臣のお話はよくわかるのでございますが、結局昭和十九年のような情勢の場合には國の存亡の時であるから、これは國で戦争に持つて行かなければならぬ。併し現在においてはやはり新憲法ができ、或いは終戦後十年もたつておる時であります。今もお話ありました通り、國の施設のほうを先にしなければならぬといふ面もあるかも知れないけれども、これはどうしてもやらなければならぬ場合には私は何と言つたつて地方団体、地方の育成が出て来なければならぬ。ここに重点を置かなければならぬといふ点から考えまして、電源開発でありますとか、國の施設を先にしなければならぬといふことは一應事由があるように思ひますけれども、併しそれらの實際面から考えまして、それにしてももう少し私は地方団体の方面に金をかけるところの必要があるのじやないか、こう考えると同時に、今の政府のいゝゆる大臣のほうの考え方はどうしてもそれだけではなしに、やはり地方自治といふことよりも國を先にする、いゝゆる國家統制と言へば又非常に強くなるかも知れないけれども、そういうふうな形に私は進んで行くところの、一つの基本的な考え方があるために地方財政が豊かになつて来ないのではな

いか。こう考えるのであります、現在もう終戦後十年もたつてゐる時にいては、少くともその地方自治を育てて行く方向に誰が考えても踏み出した、こういうふうな感じを与えるような一つの財政の組み方で行かなければならぬのじやないかと思ふのであります、我々にはどうもそう思われたいのであります、重ねてこの点大臣の御見解を伺いたしたいと思います。

とがたくさんあることは仰せの通りでありますけれども、その配分をどうするかという問題にかかつて来て、幾らかその点についてもつと地方に重きを置くべきであつたといふ考えと、或いはもう少し地方のほうで節約をしてもらつて、もう少し國のやるべきことをやるべきじやないかといふ考え方とがあるものと存じます。まあ私も本年のところはこの程度でやつて頂くのが一番穩當だといふので決定をいたしましたような次第でございますが、

【委員長退席、理事堀末治君着席】まあ國が今のような非常に困難な事情の下に置かれて、これは私はここで繰返し申すまでもなく、どうも日本が昭和二十五年、二十六年、二十七年とがそれ／＼三億ドル以上づつの赤字であつた國際収支が、三億一千四百萬ドルも二十八年度は赤字になつて来たといふようなときには、どうしてもこれに対する基本的な施策が先に來ないと、國のそういう本が立たないうちにやりました、これは先のものは皆死んでしまふのであります、こういう点からどうも施策が少し御不満な点もあらうかと思ひますが、全体として御覽下さつたときには、これは今のところは止むを得ん、こういうふうにお考えを願へるだらうと私は実は思つておるのであります。

○若木勝藏君 そこで今非常に大臣はいろいろ／＼地方自治を育てるといふようなことにおいてはもう考えは同じだ、併し財源の國と地方に対するところの配分の上ではこれは相當考えなければならぬ、こういうふうなお話であるのであります、そこで今までの地方団体の赤字といふようなことを考へて

見ると、その国と地方との財源の調整というものは、この赤字の生じて来たところの原因を考へて見ると、必ずしもこれは地方が冗慢なところの政策をとつておつたとも言えない。そこで今大臣のおつしやるところの配分の上において私は欠陥があるんじゃないか、こゝういふふうに考へられるのであります。いわゆる別な言い方で言いますと、平衡交付金のいわゆる交付金が非常に地方の事情に比べて見て不足であつたんじゃないか。特に国が敗戦に對するところの財源上必要であればあるほど、私は實際に災害を受けているところのものは地方自体にあるのでありますから、その方面の財源ということも非常に重要なものじゃないか。又六・三割一つをとつて見ましても、学校施設をとつて見ましても、そう考へられるのであります。そういふときに配分が國のほうに偏して、地方のほうには割合にそれ相当のものが行かなかつたと、そこに私は大きな原因があるんじゃないかと思ふのであります。が、この平衡交付金の交付の實際について、地方団体の事情から大臣は今日どのように考へておられるか、この点を伺いたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) まあ平衡交付金については、これも御承知のようにとき／＼その交付の仕方についていろいろのお話も出、又運動によつて余計もあらへるとかあらへんとか言われるようなこともあり、それが東京に事務所ができたことの大きな原因であるといふようにも言われたり、それが少くとも弊害がないようにといふことが交付税に改めた一つの狙いにもなつておるといふようなことでございまして、この点についてはまあよかつたところもありましたが、御非難を受けるような点もなかつたとは、言えないと存じております。ただ今度は交付税にしまして、きちんと率を一定して、而もこれが日本の税の主なものである法人税、所得税、酒税というものが本になりますとはつきりいたしますので、まあ今度の制度は私も地方の財源の面から見ても一歩を進めたものであると、実はかように考へておる次第でございます。

○加瀬亮君 先ほどの質問に関連しての問題であります。御説明によると、大蔵大臣の考へる地方に独立財源を与へて地方財政を強化するということは、例えば昭和九一十一年を押し替へれば、国税、地方税の比率は五〇％ぐらゐであつたものが、い／＼國から与へるものを繰上ると、それは六五％にも上つてゐるんだ、こゝういふ御説明であつたわけでありまして、併しこゝで考へなければならぬ問題が二つ私にはどうしてあると思ふのは、仮にそれが五〇％であつても、それが歳入なり歳出なりの歳出入のバランスというものは一応合つておつたんじゃないかといふことなんです。併しなから仮に六五％といふあなたがたの数字をそのまま鵜呑みにしたところで、六五％で一体現在の地方の歳出入のバランスは合つてゐるかどうか、こゝういふ問題なんです。合つていないとすれば、仮に六五％に上つたから殖やしたんだといふことであつても、それは殖やしたといふことは地方財政強化の方向にお力添えを頂いたこととはわかりませんが、そのお力添えの頂き方がもう少し一層の御努力を願わなければならぬといふ我々の要望したい点が多分に残つておるといふうなことも考へられるわけでありまして、どうも私は大蔵省にも、國のやり方、政府のやり方といふものは國庫の歳出入といふものは余り大きな変化といふものを与へたくない、併しながら地方財政もまあよくないことも事実だ、そこで地方団体の貧富差といふものを何とか相互の間に調整するといふような方法をとつて行こうじゃないか、併しそれは結論においては國のほうに余り影響力のないようにといふ、こゝういふ基本線が強力に動いて今度の地方税に對する改正の結論なり、或いは交付税制度といふものに對する結果なりといふものが生じて來ておるやうにどうも窺われるのであります。併しながら独立財源の与え方といふものもそれで一体いいかといふことになりまして、数字ばかり並べまして恐縮であります。が、昭和九一十一年の平均は、国税は國民所得の八・五％に對し、地方税は四・三％であります。それを二十九年にいたしますと、二十九年が国税が一五・四％、地方税が五・八、国税の殖え方は一八・一％であります。に、地方税は一三・五％しか殖えておらない、こゝうなつて参りますと、地方財政の問題に苦勞しておる側といたしまして、もう少し国税側の財源といふものを地方に廻してもらつて頂きたいといふ、こゝういふ希望といふものをどうして持たざるを得ないのであります。で、大蔵省の御意見と

して私も承つておるところによりまして、例えは交付税といふものを非常に殖やすといふことにすれば、それが國家財政の立場を考慮することなや、併しなからこの税の配分の關係から見ましても、独立財源の与え方が地方にまだ薄いんじゃないかといふうに私も思はれるのであります。が、一體独立財源をもつと与へなければならぬといふうに思はれないか、いや、こゝういふことは調整財源として交付税なり、又譲与税なりといふものを考へたんだから、それで十分じゃないかといふことであるならば、その調整財源といふものはどうしても今までの平衡交付金といふものよりも或る程度上廻つた線で調整財源といふものが保たれて行かなければ、調整の能力といふものは非常に稀薄になる。そうなつて参りますと、今私が大蔵省に、これは政府の見解なのかどうか存じませんが、交付税の税率といふものを或る程度上げるといふことに対して非常に危惧をしてゐるといふことは、論理的にもつと妥協のできる問題じゃないかといふうにも考へられるのであります。が、この点如何ですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 加瀬さんのその点もよくわかるのであります。が、併しまあ私のほうとしますと、これは率直にも申し上げますと、実は今の交付税がここに一律に五％も上るといふことになりまして、三百億以上の予算増加を來す。併し日本の國で今三百億といふのは非常に大きな問題でありまして、御承知のごとくこの間も申し上げたように、今度一年間の臨時立法でお願いしている補助金等の問題でも僅かに三十億、又本年の國防予算だ國防予算だと言われている予算でも百七十億しか殖えてゐない。そこに一律に三百億増加するといふことは、これは財政當局としては実は中央地方を通じて、又國の財政計画全般が立たんことには、到底これはやり得る自分の力の範圍を実は超えた金額なのであります。従いまして私もこれは率直にその旨を申し上げておるのであります。が、然らば加瀬さんのおつしやる地方は見殺しにするのかといふ意味でのお話であります。これははつきり申上げますが、さういふことは私も考へておらないのであります。ただ本年の模様を見まして、それで例えば入場税、事業税、こゝういふものでも税収關係が出來たならばそれに基いて、これは尤も三十年の問題で言われているのですから、三十年のときにい／＼考へよう、こゝういふふうに私も思つておるのであります。例えは私の不足額が幾ら出ますかわかりませんが、一応私も推計しますと八十億出るといふやうな推計が思はれます。これはい／＼の推計があるものであります。が、大蔵省の推計ではさうに思はれます。こゝういふ点については十分私のほうでも考へましよう、このことは考へますといふ言葉では足りないかも知れません。それに対する措置は講ずる、こゝういふ考へ方は

いたしておるのであります。併しながら三百億と言われると、これは率直に申し上げまして何ともいたし方ない。これは私どもの今の財政計画としては力の及ばざるところであります。それでございますので、地方の財源措置についてこれは能う限りのことをいたしますことは、これは國としても当然のこととであり、いたさなければなりません。大體から申しますれば、二十九年度こういうふうに交付税なり或いは譲与税なりのことをやつておるのでありますから、少しその模様を見て頂いて、その実績に基いて御相談を三十年代で受けたい、突はかように考えておる次第であります。

○政府委員(森永貞一郎君) 補足いたしますが、只今国と地方との税収入の

仲びの比較の数字をお挙げになりましたが、これは二十九年度につきまして、交付税を恐らくは国のほうの国税のほうにお入れになつていゝと思ひますが、これは国がとりますけれども地方に分けるわけでありまして、従ひまして昭和九、十、十一年と比較いたしました場合には、交付税を国のほうから除けまして地方のほうに入れて計算しなければならぬかと思ふのであります。そういたしますと、国税の昭和九年は十一億、十年は十二億、十一年は十三億に對しまして、二十九年は七千六百億でございますから、約六百倍になつております。それから地方のほうは九年が五億九千、十年が六億三千、十一年が六億七千二百、それが五千億になるわけでございますから、約八百億くらいになるわけでございますから、財源の意味ではむしろ地方税のほうが強化されておるといふことが言

えるのではないかと考えるのでございます。但し将来の問題として地方財政の問題を考えます場合に、例えば公共事業その他の補助金、繋ぎ、紐付で出ているわけですが、これを紐付の補助金か或いは自主財源か、そういうふうな問題があるわけでありまして、私どももできるだけ自主的な財源にしたほうがいいのじやないかという考え方に立つて仕事をして参つておるわけでありますが、これも一面には参りません。又いろいろな程度の問題がございまして、結局本年度中といたしましては国と地方の財源を総合的に検討、勘案いたしました結果、この程度の姿が現状に一番適しているという見解に達しまして、政府の原案を提出いたしましたような次第なのでございます。

して来ておりまして、今の様に補金というものに頼るということがでなくなつて来ているのであります。なから地方財政が非常に放漫に放漫と政府から言われておりますのです、何とかこゝらで建て直しをしなければならぬ、今若干政府に考慮してあられば健全さを取戻すことができのじやないかという、そういう立場に置かれていと思うのであります。、こういうふうな立場に置かれてる地方財政というものを考えるとき、十二分に一体この立ち直るだけ、或いは補助金政策を切つて、政府は處そこで、地方的支出というものを加質的に収めているんですから、その加分を何んらかの面で殖しても結局總計においてはそう過剰支出という

ございまして、その意味で地方財政の強化に資していると思うのでございしますが、初めてこの制度を導入するに際しましては、従来の平衡交付金制度で行つた場合はどのくらいの経費が要するかという計算を無論いたしております。その計算は二十九年程度ではないかと、三十年以降につきましても一處五カ年間の間につきましては、あらゆる財源の要素を能う限り考慮に入れまして、どのくらい調整財源が必要であるかということと計算いたしまして、二割の率をきめているわけでございます。それ以上ちよつとお答えいたしますのは、御質問の趣旨がよくつかめなかつたのでございますが……。

○加瀬亮君　私の申し上げていることは、

が、併しまあ生涯が殖えて入口も増加して行くということでございます。すなわち、これはまあ或る程度の自然増収も期待されるわけでございます。そうしますと、交付税制度それ自身の中に幾らかの伸びがあるわけでございますが、その伸びに加ふるに五％の率の増加による伸びということになるわけでございまして、これは非常に大きな金額になるわけでございまして、これを平衡交付金で考えました場合には、税収入の自然の伸びというのはこれよりも全然ないわけでございます。白紙で地方財政需要と地方の収入とを比較いたしまして、幾ら調整財源が要るかということ計算するわけでございまして、来年度交付税について期待される自然増収もその差額の調整に充当される

う。そういうふうにして支出される額と交付税で出す額とを比べましたときに、交付税のほうが遙かに多い、国の純持分というものが非常に多い、交付金のほうよりもそれだけ地方に余計金が金をやるというのが幾らだというのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 厳密に見て参りますと、地方財政需要そのものは交付税であつても平衡交付金であつてもこれは要らんわけでございます、他の要素によつてきまつて来るわけでございます。で交付税制度の場合には毎年々々新たに地方財政需要を計算しないので、自然の伸びがあればその伸びの範囲内で、又減があればそれだけ圧縮するといふことで、いわば言葉は悪いのでございますが、固定財源の中で地方財政をやりくつてもらう、そういう考え方にはなるわけなんでございます。その場合に来年度どうなりましか、需要が増えるといふ要素もありましよう。放つておけば交付税の自然増取の中でそれを賄つて頂くといふことになるわけでございますが、それに今から五割の伸びをみますと、地方財政需要の検討を待たないで三百億余計金が必要といふことになるわけでございます。これが若し地方財政平衡交付制度でございますれば、これはその年々地方財政需要と地方収入というものを国家財政の需要と勘案いたしまして、その年々きめて行くわけでございますが、そうしますと、その交付税についての自然増収も根っこから白紙の状態です。スタートするわけでございますから、当然その自然増収が地方財源に与えられて、交付税の場合に比べますれば、平衡交付金のほうが国庫だけの立

場から考えますれば、より負担の軽くなる場合が少なくないと思ひます。そういう意味で申上げたわけでございます。

○加瀬亮君 交付税の二〇%というのが二五%にはね上つた場合には三百億が余計持ち出しをしなければならぬ、その点はわかるのです。併しこれが交付金制度がある場合は、必ずしも交付金の場合は二〇%とイコールといふことにはならないと思ふ。二〇%を遙かにはねるかも知れない。そうすると三百億という金は平衡交付金である場合には実際にはそのうちの平衡交付金との差は二百億になるか、百億になるか、或いは平衡交付金で三百億出さなければならぬことになるかも知れないと思ふのです。そういうふうな立場から考えるならば、受けるほうの地方のほうから考えるならば、三百億三百億と言ふけれども、その前に二〇%で果して十分なのか十二分でないのかという検討を先にしてもらわなければ、はね上りの三百億だけを問題にしてもらつても地方財政の調整財源としての効用を百パーセントにも發揮しにくれるものが交付税であるといふことにはなりかねる。そこが私は心配だといふことが一つ。それから今御説明のように固定財源の中でやりくりをしなればならぬわけでありましか、どうしても今後の地方財政の計画といふものは交付税を含めての枠の中で考へて行かなければならぬ。従ひまして地方財政計画といふものは今までの交付金をあてこんだような楽な気持ち、フリーな気持ちの地方独自の立場の考へ方といふものができなくなつて来るわけだ。そういう無理がある。

無理があるといふことは或る程度仕方がないとしても、およそ地方行政が円滑に行けるという幅だけは持つた無理でなければならぬわけですが、一体二〇%といふもので可能なのか、二五%にはね上げなければ不可能なのかといふところに問題がある。なぜ我々が二〇%じゃ駄目じゃないかといふ含みをもつてこういう質問をするかと言ひますと、入場譲与税なんかを考へまして、これは大蔵大臣が甚だ御不満を現わしましたように、政府の初め考へた税率やその他の条件が變つて来ている。或いは先般参議院におきまして地方税の修正があつたのであります。が、平年度になりまして七十七億の減収といふ計算が出るわけですが、こうなつて参りますと、収支といふものが初め大蔵省が、或いは政府が考へていたものと甚だ食い違つて来る。そのとき二〇%だけ押えておいて、ほかの地方税の總収入が減つて来ているのに、一体交付税のパーセントを初めの原案通りに押して行つたときに、地方財政の計画のバランスがとれるか、この点政府はどうお考へですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 問題になりますのは、入場税とそれから事業税の關係だと思ひます。入場税につきましては、衆議院で税率の引下げが行われました結果、或いは当初の予定収入を上げることは困難であると私も考へております。果してどのくらい収入になるか、これは今日の確につかぬまいわけでございます。そこで安全弁と申しますか、保障的な規定として今年度の入場譲与税の予定額、これは百七十二億八千万円でございますか、十一月分として、四月から施行

されるとして百七十二億八千万円でございます。また、その額は本年度二十九年度は保障するといふような修正も加えられてゐるわけでございます。これが来年度のどの程度の収入不足になるか、平年度が百八十億、三十年度は百七十二億だつたと思ひますが、これがどの程度の収入が確保できるか、これは将来の予想でございます。今日の確に想像がつかないのでございます。が、これは本年度の実績乃至は施行後の状況を見極めました上で、それによる穴埋めは二十九年度のみでなく三十年度以降についても勿論考へなければならぬ要素であると思ひます。ただそれが今日からその要素を的確に想定するわけに参りませんので、今後の問題、来年度の予算編成までにはあらかゆるデーターがはつきりいたしますので、その際に考慮いたしたいと考へてゐる所存でございます。

〔理事堀末治君退席、委員長着席〕

そのほかに事業税の問題、これは政令の定める年度から施行するといふことになつておりました、当委員会では三十年度から施行すべしという御決議も相成つたように伺つてゐるのでございますが、これが若し三十年度から実行されました場合に、どの程度に減収になりますか、いふ／＼な計算ができなと思ひますが、三、四十億はやはり減収になるのではないだろうか、この入場譲与事業税のこの二つの要素は、来年度の予算編成前に何とか手立てをいたしまして、地方の財源を補填する措置を講じる必要があることは私もそのつもりでおるのでございますが、もう少し入場税の税収入の推移を見極めてからにいたしたい、さうな考へ

いうことにならないか、こういうことを一つ疑問とするのです。で、具体的な例として申上げるならば、例えばたばこ消費税というものを地方団体は買いたた、併しながら弱小町村で住民税のうち府県民税に移された分と、この頂いたたばこ消費税のプラス・マイナスを計算いたしますという、相当弱小町村は損をしている。損というのはおかしな言葉でありますけれども、損をしておるといふ町村は三割ぐらい出ておるといふようなことも、町村長会あたりの調査では言われておるのであります。そうなる参りますと、これに見合うようなものとしては交付税以外にない。交付税の税率を下げてでもそういう結果の出た弱小町村をも十二分に救うというお立場で大蔵省はこれをお考えになつていただけるか、こういう点もありますので、くだいようであります。お伺いいたします。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは過日も申しましたごとく、私も財源の強化という点で考えていろいろ御提案を申上げたのですけれども、その後いろいろ修正を得まして、それがたまたまこういふ結果を来たしてあるので、従つて私もとしては事業税なり入場税なりの減少額に対しては、これは補填する考え方は持つておるのである。このことは私も最初から申上げておるわけで、然らばそれをどうして補填するかという、私はこの間たばこ消費税なども考えておりますというところを申したのであります。これは実はたばこ消費税についても今考えておるのですが、どういふふうになるか、もう少し見極めた上でこの問題を具体的に申上げたい、こう実は思つておる

次第です。決して補填をせずに放つておくという考え方は毛頭持つておりません。

○若木勝義君 関連質問……。今の加瀬君の質問に関連して質問したいと思ひますが、いわゆる交付税で以て財源の調整を、国と地方との場合を調整するというふうな率の問題です。これは過般衆議院で以て五%上げるといふ修正が出て、大蔵大臣はこれに對して非常に不満だと、そこで果して二%で地方の財源が在来の交付金のよりに確保できるかどうか、この問題で私一つ疑問があるものであります。大体交付税を二%にするというふうなところの根拠は、この地方財政計画から見るといふと、地方税の自然増で四百十一億見ておる。それからその他の収入の増を百八十二億見ておる。そういうふうなところから在来の平衡交付金に比べて二十九年度においては交付税交付金は百六十億減らしておる。そこに私は、果してこのように行くか、いわゆる平衡交付金というふうなもので財源を確保せよという立場を捨てて、この地方税その他の自然増で以てこれをカバーしよう、こういうところには私は非常に危険性があるんじゃないか。不安定な面があるのではないかと。こう考えられるので、そういう点から見ても、これは衆議院で以て二%から二五%に上げたというところには十分の私は理由があると思う。一体地方のこの財源は確保されるものであるか、この点についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今のお話は、今年度の地方財政計画について平衡交付金が前年に比して百六十億円減つておる、それでその代りに地方税の自然増が四百十一億、その他の収入を百八十億も見ておるのをおかしいではないかという意味のお話のようでございますが、この四百十一億の自然増収というのは、例えば固定資産税につきましては家屋の新築でございまして、或いは宅地の値上りでございまして、とかいふような当然に殖えて参りますものがございまして、或いは電気ガス税等につきましても消費増というものも見込まれます。又法人税の課税の基礎になつておるものも基礎にして算定をいたします。府県の事業税、そのうちの法人税割、或いは市町村民税の中の法人税割、道府県民税の法人税割といふものは、いずれも国の法人税の見込の基礎をそのまゝとつて来て算定をいたしておるわけでありまして、又個人の事業税の分、或いは市町村民税の所得割は御承知のごとくこれはいずれも前年所得でございまして、いづれも算定の基礎はすでに明確になつておるのであります。そういうふうなものを大体仔細に検討いたしまして四百十一億という計算の想定が出ておりますので、この点につきましてはずでに地方税の審議の際に申上げました通りでございます。

○若木勝義君 自治庁が非常にその点は確実性があると言ふなら何を言わんやであります。そういうところには私は不安定なところがあると思う。そういうところを固めるためにはこの交付税の率などを上げて、はつきりしたものを盛つておくのが、これが一体地方自治庁として考えて行く立場でないかと思ふのでありますけれども、自

治庁としていやその点は自然増収間違いないしというふうな考えを持つことは、私はどうもおかしいと思ふ。そこで先ほど大蔵大臣からもお話がありましたが、若し不足した場合に補填しないといふことはないと、それでたばこ税なども考えるというふうなことを言われて、腹の奥にはですね、やはり私はこれでは不足ではないかという不安な気持ちがあるんじゃないか、こういうふうにお感じなす。確かにそんなことはあり得ないと、これで十分だといふところの御答弁がない、この点をお伺いしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この点については、私の申上げておるのには、事業税を御修正になつて七万円が十万円に増えるところをお上げになつておる。或いは入場税を御修正になつておる。こうなつておるもので、この不足が大体一席の私どもの見込みとして、は両方で七十数億圓出て来ます。それと交付金等との関係も纏込みまして、これは最初からこういふふうなことを予想してやつておるのですから、これは減じたものだけについて補填の方法をとるといふのであります。ほかのほうにつきましてはすべて自治庁とお打合せした通りにその税収の確実なことを見ておるわけです。この二つが御承知のように修正になつたものであります。それでそう申上げておるわけであり

交付金が多い場合には、当該の地方団体で以てこれは何か貯蓄して積立てておくようなお話でありましたが、ところが国の税収とか何とかといふことに關係しますと、減額された場合に、不足を生じた場合にこれを如何ようにするか。在来の平衡交付金でありましたならば、補正予算で以て平衡交付金を増してこれを処置しておる。今度の場合においては初めから交付税によるものでありますからして、そういう場合にどう一体補填されるのか、その点をはつきりしておきたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは在来でも足りない場合といふのは現実にあつて、いろいろ形で或るものは繰上充用する、或るものは仕事を繰延べるといふ形で賄つて来ておるから、現実にはそういうことになると思ふわけでありまして、併し私の立場といたしましては、そういうことになるといふのは非常に望ましくないことでありまして、とにかく足るようになりたい。それからして多少足りない場合には、その足りない数字といふものが、今度の場合には初めから幾ら来るというところがわかつておるのだから、それに合せて地方財政計画、予算計画を立てて赤字といふものが出ないようには処置をしておきたいといふことを希望するわけでありまして、どうしてもいかにときにはそういうことになると思う。そういう場合には、御指摘のようになり得ると思ひますので、そういう場合には積立をしておくなり、若しくは過去の旧債の返済にして財政力そのものとしてゆとりをつけておくという方法を講じるようになっております。

すから、そういうふうなゆとりをつけた部分で、その足りない部分を補つて行く、こういう考え方がなつておられますし、更にそういう足りない状態が長く続くという事になれば、この交付税法にありまうように、財政制度と地方制度自体若しくは交付税の率、そういう点をどちらかを直してそれに合せて行く、こういう構想であるわけでありまう。

○若木勝蔵君 私聞き落したのかも知れませんが、将来の場合には率を変更するといふことは、二十九年度から九年度という年度内において非常な不足を生じたという場合にはどういふ措置をとられるか。

○国務大臣(塚田十一郎君) 九年度内といふことは、例えば必ずしも九年度にかかわらず、或る計画を立てておつたが、その年度に突発的な需要が生じて不足を生じたといふような場合を御想定になつておられるかどうか……。

○若木勝蔵君 そうです。

○国務大臣(塚田十一郎君) そういう場合には、今度の方法では措置は一応ないといふことになつておるわけでありまう。

○若木勝蔵君 そうすると、措置がないといふことになれば、これは大問題でないかと思ふんだが、地方財政に大きな穴があく。何らかの場合において丁度阿大臣がおいでになるのであるからして、こういう措置があるといふことをはつきりして置きたい。これは私は地方団体にとっては重大な問題だと思ふ。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 大蔵省の立場から申しますと、これは予算でございますから、その予算が実行で

きんときはどうするかといふことを、これをちよつとそれまで考へていろいろやるという事は、翌年度の予算で又考へることはでき得ますけれども、二十九年度の予算を編成するときにはこれで実行ができるといふことを期してやつておる次第でございますから、それを足らなかつた場合はどうするかとおつしやつては、これは三十年度の予算で考へるとしか申されませぬ。

○若木勝蔵君 三十年度の予算で以て考へられるといふのは、三十年度の分はそういう点がないように考慮してあるといふことになりまうか。二十九年度の予算を三十年度の予算において補填するといふことになりまうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 何によつて不足が起るかといふ問題もからんで来るわけでございますが、経常的な財政収支の関係では、これは今までの話がございました通り、一応地方財政計画を策定しているわけでございますが、極力その範囲内で納まるように各地方団体でも御努力をお願いしたいと思ふのでございます。但しこれは、国、地方、いずれにもあることですが、例えば異常なる災害があつたとか何とかいふような場合、これは又そのときの事情にもよるわけでございますが、今からその措置を予定してかかるわけには参らないわけでございます。経常的な収支、地方財政計画に見られる限り見えております事業なり収支なりにつきましては、極力その財政計画のラインで地方財政が実行されることを期待しておる、さうな意味でございます。

○若木勝蔵君 そうしますと、私は平衡交付金制度に対して、あなたがたは

非常に交付税制度といふものは非常によくできてゐるものだ、この間も自画自讃をやつておるようでありまうけれども、これは非常に融通のきかない欠陥を持つてゐるものだといふふうに考へられる。その点如何ですか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはまさに御指摘の点においては欠陥があるわけでありまうが、併し一方に欠陥があると同時に一方には長所があるもので、長短相殺してこのほうが遙かにいいだらうといふ考へ方が今度の修正案なんでありまう。御意見のような非常に大きな突発的な災害といふものが起つた場合は、地方ばかりでなしに国でもやはり同じことでありまして、補正予算を組むなり何なりしなければならぬのでありますから、これは又それと

きに考へるといふ構想で行かなければならぬのであります。ただ普通の程度の災害といふような場合は、やはりそういうものを頭に置いて大体交付税、そういうものを考へてあるわけでありまうから、当座の予算は起債か何かで以て一時賄つて行くなりして、そうして長い間にそれを元利返済して行くといふ考へ方で爾後の恒常の財政計画の上に乘せて行くといふ考へ方になると思ひます。

○若木勝蔵君 長短相補う点については、私は短のほうは非常に大きいと思ふのです、実際問題としては、机の上での構想では長短相補うごとく考へられるが、実際問題としては、これは金がなないといふ場合に大きな問題になつて来るだらうと思ふ。

それからもう一ついふに何つておきたいのは、これは一休今度は平衡交

付金制度をやめて交付税にするといふと独立財源を与えることになるのでございませう、こういうことを非常に言われるのですけれども、どうも私はその点が納得行かない。交付税にするといふとなぜ独立財源を与えることになるか。平衡交付金制度にしたところでやはり酒税の一部とか、或いは所得税の一部とか、法人税の一部が平衡交付金千何百億として渡つて行くのではないのか。これが一体どうして独立財源になるのか、これは長所だといふふうに言われておるのであります、私にはどうも納得行かない。納得の行くように説明してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) 理論的な仕組といたしましては、私がいつも申し上げますように、平衡交付金制度は、これは確かに長所だと思ふのであります。ただ現実的にこれを運用してみても、なか／＼さううまく行つておらない。平衡交付金で行きます場合には、基準財政需要額と基準財政収入額との差額をいつも計算して、その差額をこで以て補つて行くといふ仕組になつておつたにかかわらず、なか／＼さういううまい線が出て来ないで、いつでも中央がこれでいだらうといふ線が自治体側では不足だといふことで合致しない。絶えず争ひが起きて、その結果が地方財政、殊に地方財政を担当される者の考へ方が、いつでも原因は地方財政の赤字といふものが財政平衡交付金の不足にあるといふふうに尻を中央に持つて来る。勿論中央に原因があつた部分もあるものであります。それと同時に当然自治体において考へて置かなければならぬ点もある。責任をいつも尻を持つて来るという形において理想

通りにこの平衡交付金制度といふものが運営が過去数年間の実績に徴してうまく行かなかつた。そこでやはりこれはきめてしまふ。成るほど平衡交付金にいたしまして、交付税にいたしましても、出て来る元は国税として取上げられた法人税であり、所得税である。その一部分であることは間違ひありません。交付税の場合はそのうちのきまつた率といふものは当然来るといふことであります。平衡交付金の場合には財政計画を策定して、その差額をやる、こういうことになつておりますから、きまつておらないわけでありまう。交付税の場合は一応その年の財政計画はどうであらうとも、とにかく国

税の一定の部分といふものは来るといふことになつておるから、このところにもう交付金制度とは遙かに違つた独立税、地方の立場から言へばもう自分のもつた部分といふものはきまつておるといふ、やはり独立性が相当強くなつておるといふ考へ方でありまう。

○若木勝蔵君 同時にそれが又当てがい扶持といふことになるわけですね。

○加瀬亮君 補填しておるといふことはもう少くともこの三条にありまうに、今回の改正で「補てんすること」ができるように配分しなければならぬ。これを補てんすることを自塗として交付しなければならぬ。と改めてあるところからして、この補填されない場合といふことも当然補填といふことには考へられるわけでありまうからして、補填されない場合のないような考へといふものが前提として働いて参らなければこの交付税といふものは交付金よりも遙かに劣つた制度といふこ

とに、その欠陥を露呈するということになると思ふ。そうするとどうしても補填されないような場合のないように一応或る程度地方財政のやりくりがこれでつくようにという前提に立つておるかというところが、この二〇%か二五%かという結論を出す一つのまあ尺度になると思ふ。それで大蔵大臣にその点で先ほどからも伺つておるのがありますが、結局初めの計画というものは非常に幅広く変更されてしまつて、原案からすれば遙かに歳入欠陥を生じて来ると、それならば消費税で何とかこの補填も考えて行くんだとおつしやられますけれども、たばこ消費税についての修正意見というものはまだ政府のほうからは正式には打ち出されておらない。そして二十九年度では一休補填することを目途として交付しなければならぬ。この補填することを目途とされておるかとおらないかという点とになりますと、大蔵省の初めの考えからすれば、この目途とは甚だ外れてゐるということにならないか。それでも一休二〇%というものを二十九年度だけ押えて見ても、どうしても押して行つて初めの計画通りに行くということになるか。それから先ほど申しましたように、中央から支出されますこの補助金というものをどういうふうに大幅に減らしているのです。或いは地方財政というものの建直しを政府がして行こうと若しするとすれば、この二〇%というものはいずれにしても相当の無理というものはあるのじやないかというように私も考えられるのでありますが、初めの財政計画、特に収

入計画が変更になつておりますのに、二〇%を押えて行つて補填をすると言つても、現実には補填されるところの地方税そのものの修正は何ら行われていないということになるが、一休この交付税の性格というものは其の當てが扶持な性格になるのじやないかと思ひますけれども、その心配に對しまして大臣お話しして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その二十九年度の分につきましては、御承知の通り入場税だけの分でございます。その入場税だけについてはあつて、その入場税に何をしようかというのを保障いたしておりますからこれは問題ないと思ひます。それからあと事業税等が三十九年度になると、さつきおつしやつたように控除金額が變つて参りますと、又入場税についても率の關係上これが減取になりますので、これは一休七十数億と考へられておる。そういうものについては三十九年度では勿論補填をする、という考へ方なんです。

○政府委員(森永貞一郎君) その補填いたします場合に交付税の率を變へるのか、或いは他の税源を強化するような措置で行うのかという問題が別にあるわけでございます。私どもは事業税なり入場税なりが減つた補填は、交付税は勿論これは独立税でございますが、或いはもう少し自主性の強いものを充てたほうがいいのじやないかという考へもあるわけでございます。必す交付税を上げるという考へもならぬのではないかと考へる次第でございます。

なお、この機会に先ほど税収入の關係で一応お答え申上げたのであります

が、もう一言補足的に申上げますことをお許し願ひたいと思ひますが、本年度の國家財政は九千九百九十五億でございますが、その中には交付税、譲与税等の地方財源を國から支出いたしておりますものが千二百九十億余りございまして、結局國プロパーの財政規模として八千七百億になるわけでございます。それで昭和九、十年の財政規模と比較いたしますと、國が地方のために支出いたしますものを除いた財政規模で比較するのが正しいかと存じますので、そういたしますと、八千七百億に對して地方の財政規模が九千六百五十三億、約一、一〇%になる。昭和八、九、十、十一年をとつてみますと、昭和八年が一、一五%、九年が一、二〇%、十年が一、一八%、十一年が一、二〇%というやうなことでございまして、その地方財政の規模が不当に圧縮されておるという考へにも考へないでございませう。その点をちよつと補足的に申上げておきます。

○加瀬亮君 そのあとの御説明に對して私は異論がございまして、その當時の地方行政のこの行政範囲というものと、今國の大巾の委任事務を背負わされた地方財政の巾とは九つきり違つておりまして、それだけで検討をして行くと、私はやつぱり一つの見方ではあります。私は、總括的な立場の見方という考へにはならないと思ひます。それで私の先ほどから伺つておりますのは、結局一つの固定した形で独立的な目的を与えてはおりますが、その固定された中だけしか今度は地方財政のやりくりがつかないということになりま

すけれども、今まで割合に独自に計画された交付金の場合とは窮屈さを増して来る。で仮に非常に歳入欠陥というものを生じた場合に今のようなあとの御心配というものは平衡交付金よりもして頂けないかということになると思ひます。従ひまして、初めから或る程度平衡交付金のようなわけには行かないならば、平衡交付金の調整制度というものを活かしたような率で交付税というものは編まれておらなければ、交付税のよい働きの場面というものは生じて来ないのじやないか。それが二〇%で果していいかという問題を大蔵省として考へて頂きたいと思ひます。それではさつき一つの例に申上げましたが、たばこ消費税を頂きますと、弱小町村におきましては結局取られて行く分のほうが非常に多いというやうなことで、交付税に頼つておるものが多い。交付税そのものも二〇%ということでは弱小町村のカバーができないという心配がある。こういう点の心配がないまで一休二〇%というものはこの点動かし得るだらうか。交付税が調整機能というものを發揮することができ得るであらうか、そういう心配があるのです。この点は如何ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 交付税の二割の税率をきめるに當りましては、これは自治庁とも慎重に相談いたしまして、意見の一致を見たところできめたいわけでございますが、その際実はいろいろな点を考へに入れております。例へば既定財政規模の問題でございませうが、地方財政制度調査会等でも既定財政規模をもう少し殖やすべしという御意見もございましたので、今回の地方財政計画に際しましては百五十億ぐらいその規模を殖やすことに努力をいたしております。更に又多少のゆとり

を以てきめるべきじやないかという御意見のように拝聴いたしましたのでございませうが、これは國と地方の両方の財政を國民負担の現状から併せて考へて処置しなければならぬ問題でございませうが、私も目下の財政事情から考へておるのではないかと考へるのであります。遺憾ながら計画的にそういうゆとりを持たせることはできなかったわけでございます。國も勿論でございますが、地方も決して楽な経理をしていらつしやるとは私も考へません。財源さえ許せばというやうな面もあるかと存するのであります。今日の國民負担の現状から考へますれば、遺憾ながらそれができなかったわけでございます。まあいわざしにやるわけではあります。但し私は実行上におきましては、本年度所得税、法人税、酒税等の収入に若干の増収が、場合によつては期待ができるかと存する次第でございまして、そういう事実上のゆとりは皆無ではございませぬ。只今おつしやいましたやうな点も考へました末、計画的にゆとりを持たせたいというほどの余裕のある國民負担の現状でなかつたことを繰返し申上げて、お答えに代えたいと存する次第でございます。

○加瀬亮君 今地方交付税、第二条の地方交付税というところに地方団体が一休としてその行くべき事務を遂行することができるよう國が交付する税を交付税と言ふのだという規定があるんであります。先ほど申しましたたばこ消費税をもらひまして、府県税に肩替りをされて参ります住民税の減少のために、弱小町村は税収入が非常に

減つて来るということが言われておるのではありませんが、こういう場合の弱小町村の税収入というものを十二分に交付税というものはカバーし得るかと言いますならば、補填することを目途として交付するということでありまして、これだけだと、お前らはこれだけでやれということになって参りますと、結局今度の税制の改正で弱小町村は取られた分だけで与えられたものは何にもないということになれば、弱小町村にとりましては一つも財政の逆化にも税源の補充にもならないという逆効果が出ると、こういうふうな問題に對して十二分にそうじゃないのだと、補充をしているのだと、財源の拡充をしているのだという交付税は性能を発揮するようになっておるか、具体的に弱小町村のそういう場合に對してどうだ、平衡交付金ならこれはできた、交付税ではどうだ、その問題についてお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の問題は交付税の配分の問題でございますが、御指摘のようにたばこ消費税と、そのまあ見返りと言ひますが、それが行つたために府県のほうに調整の意味で府県民税を持つて来た、そのために減つて来たその市町村民税との差額が結局マイナスになるというふうな市町村、これはこの前地方税法のときいろ／＼御説明申し上げましたように、私どもはそう多くの町村にはないと思ひますが、先ほど三割ぐらいそういうものがあるという数字も別にあるというお話でありましたが、そういうものには對しては交付税は必ず行くことになるわけでございますが、先ほどいろいろその点につきましてはお話しござ

いましたように大災害とか、よほど突発の異変事があつて地方に非常に大きな財政需要があつて来たというふうな場合は別でありまして、けれども、今予想されておりますような状態で推移して参りましたならば、本年度におきましても私は地方交付税を以て足らない部分はカバーできると考へておるのであります。これは勿論政府の当初の財政計画の状態において各種の制度を立案したのてございまして、政府の財政計画としてはそういうバランスはすべてとれておつたわけでございます。

○加瀬亮君 私の聞きたいのは、初期の政府の財政計画の通りに行くならば、二〇%というのがあるがたが計算したのでありまして、当初の財政計画と能でありまして、当初の財政計画と能である程度修正変更されてしまつた現在において、結局そのしわが弱小町村というのに行くようになっては困ると思ひますので、現状において二〇%という率の交付税によりまして可能かと、自治庁の長官でも結構であります。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは二十九年度の部分は、当初の計画では只今鈴木次長からも申し上げましたように、一応そういう心配はないという線でもつて大蔵省との間の最終決定ができておつたわけでありまして、その後国会におきまして御修正になつた部分で二十九年度から影響が出て来る部分は、これは調整をいたしませんと恐らく欠陥が生じて来ると思ひますが、只今加瀬委員の御指摘になつてゐるような市町村、殊に貧弱な町村と、貧

弱小町村が今度国会での修正におきまして余計に減取になるという部分は恐らくないように思ひます。従つて当初の財政計画、つまり当初政府の考へました税法の改正その他で考へますと、この際、先般税務部長がお答えいたしましたように、町村民税を取られた部分よりもたばこで還つて来る部分のほうがむしろ貧弱町村に對してはプラスになる。そういうまあ一応の計算になつておられますので、御指摘のような心配はないのではないかと、こういうふうに考へます。

○加瀬亮君 くだいようであります。が、トータルとしてはそうなりますけれども、個々を見るとときには、三割くらいはどうしてもへこみが出るというふうな別の統計もあるものであります。そういう点でありますので、これはお答え頂かなくてもいいですが、絶対にそういうことのないように責任を持つて頂ければよろしい……。

○小林武治君 関連して……ちよつと念のために伺つておきたいが、交付税の率が百分の二十から二十五になつた、あの際にも恐らく地方の今年の税の減取による財政計画というものが出されたに違ひないと思ひますが、その財政計画は大蔵省と自治庁でお話し合ひの上で出たものかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) その特別に財政計画を出してはおりません。○小林武治君 そうすると、それは衆議院が一定の財政計画の基礎に従つて直したと、こういうふうには政府では見ておられないのですか、というふうにとつてよろしいのでございませうか。○政府委員(鈴木俊一君) 衆議院のほうではあのような地方税法の改正或いは入場税法の改正の結果、どれだけ減取になるかというのを政府が提案をいたしました地方財政計画に對して睨み合せまして、そしてあのような数字を出したというふうに聞いております。

○小林武治君 そうすると、その数字には自治庁は関与しなかつた、こういうことになりませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはいろいろな算定の基礎につきましては、恐らく地方制度調査会の答申の基礎がございまして、地方制度調査会の答申に入つておられます部分は、そういうふうなものを基礎にして算定をせられたのであらうと思ひます。その他の例えは揮発油の関税とか、そういうふうなものには委員会における委員との質疑の際におきまして、それ／＼事案が明らかになつておられますので、そういうふうなものを承認されたものと思ひます。

○小林武治君 そうすると、その後地方自治庁におきましては財政計画を見直すと申しますか、作り直して、果してあの数字が妥協なものであるかどうかというふうなことを検討されたことがあるかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 自治庁といひましては、やはりあのような修正が行われれば、当然にこれは歳入に財政計画の上でいわれる穴があきまして、何らかの方法でこれを調整をするほかはないというのを考へてゐるのであります。○小林武治君 そうすると、その数字はまだ我々が拝見することができない

そういうまだ状態でございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は自治庁自体の一応の数字は用意いたしております。なお併し大蔵省との間に若干調整を要するものがあるかと考へておりますが、自治庁としては一応の数字を持つております。

○小林武治君 大蔵省は今の点はこういうふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 大蔵省といひましては、政府原案に對しまして加えられた修正のうち入場税、これは二十九年度は措置済みでございますが、恐らく三十年年度にも若干の減収が起ると存じます。それが何ほどに達するか、なか／＼的確に精算ができないのでございまして、この分は何かの形で来年補填をする必要がある。それから事業税でございまして、政令の定める年度から免税点を十万円にするというところでございまして、当委員会では三十年年度からというふうに議決に相成りましたのでございまして、仮にこれを三十年年度から実行いたしますといたしますと、その関係の減収は三、四十億であつたかと存するのでございまして、これはやはり補填する必要があると存するのであります。

そのほかに遊興飲食税等の問題もございまして、遊興飲食税につきましましては、徴収の現状等から考へまして、これは地方税自体の中で何とかカバーして頂けるのではあるまいかと考へます。

なお先ほど大臣からもお話がございましたが、公共事業の地方負担分についていわれる交付公債の元利償還金、これは今まで地方財政計画の中に

見ておりませんでしたので、この分は十三億ぐらいと思いますが、やはり何らかの補填措置を講ずる必要があるのではないかと、それらの点につきましては、入場税の実施状況等の推移を見極めまして、できるだけ早い機会にたばこ消費税等の形で地方財源の補填措置を講ずる必要があると、かように存じておる次第でございます。

○小林武治君 もう交付税法の始末も迫つておるのであります。我々がこの衆議院の修正案等を検討するにあつては、資料として自治庁と大蔵省で以て何かの財政計画の見当がつければ非常に参考になるのであります。が、それはできませんでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはいつでも私どものほうとしては提出したいと思ひます。

○小林武治君 今のは成るべくなら大蔵省との或る程度の話し合いのついたものでなければ、そう權威のあるものとも思はない。こういうふうに思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 大蔵省といたしましては、先ほどのような意見を保持しておりますが、自治庁当局と十分御相談をいたしたいと思つております。

○小林武治君 なおその点についても私どもは、私は予算委員会でも申し上げたのであります。とにかく大蔵省の評判が悪いということを又改めて申し上げますが、とにかく或る程度自治庁と一つ話し合いの行く上で双方そう頭張ることのないようにして、一つ話し合いがつけば又我々としても仕合せだと思ひますが、その点よろしく願つておきます。

なお入場税と税の問題は今日は問題になつておりませんが、大蔵大臣が又明後日おいでになるかどうかかわからないので、折解の機会だから伺つておきたいのでございますが、よろしうございますか。明後日おいでになりますか。

○委員長(内村清次君) 明後日大臣いらつしやいますね……。来てもらいますよ。

○小林武治君 いや結構でございます。

○高橋進太郎君 私はただ一言お聞きしたいのですが、まあ今回の平衡交付金を交付税に改めたという点について、非常に地方の財政について一つの自主性と言ひますか、或いは目安というものを与えたという大きな意味を持つと思つております。且つ従来これと同じ性質の地方交付税の場合に、しばしばどちらかというならば地方の実情というよりも中央の財政事情で年々変えて来た。最初多分あれは三三%であつたと思ひますが、ひどいときには一六%ぐらいに減ぜられたところから、非常に何と申しますか、折角目安を与えていながらそのときの中央の財政事情でしよつちやう変えられろつたことでは意味がないと思ひます。そういう意味合いで一体今度の交付税の二〇%なり、或いは修正では二五%ということになつておりますが、この率というものは相当地方財政のめどと申しますか、或いは地方財政の一種のまあ均衡的な措置としてその率を考へられたのでしょうか、或いは従来のようにそのときその場によつて一均衡を得られる性質のものかどうか。それらについて一つ大蔵大臣に

伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) この交付税の問題は、私どももいたしましてはこれを定めるときに得るべきに變更すべきでない、かように強い信念を持つてこれはやつておるのでございます。お話のごとく非常に長所のある、短所もあることは御指摘もありました。これは漸次變更すべきではない、少くとも非常なことがお考へになつても變更しなければならぬという事情が発生せざる限り、断じて變更しないということをお上りしておきます。

○政府委員(渡邊喜久造君) ちよつと補足して頂きたいと思ひますが、今高橋委員の御質問になりました。實にありました交付税の率をしばしば變更された、多少私どもの間の事情を知つております。御説明申上げたほうがいいと思ひますが、当時十五年の税制改正のときに配付税の率を一五%に改められた。その後太平洋戦争に入りまして、戦争軍費の財源調達のために、何回か実は所得税とか法人税とか、そういうものの増税が行われたのであります。その場合の増税の目的は専ら軍費調達にあつたわけでありまして、その場合に若し率をそのまゝにしておきますと、当初のきめられました一割でしたが、二割でしたか、その率が増税の増税のほうに行く、こういうことは増税の本来の目的とちよつと違ふのではないかと、実はそういうような考へ方がございましたものでございまして、増税の場合に大体幾らくらい増税を考へた場合に大体幾らくらい地方に行くか、これを出しまして、それを増税後の収入に当ておして率を變

えて来た、考へ方がそういうところにあるわけでありまして、実は専らそういう特殊の事情の場合に行われたものでございまして、今後におきましてはそういうことはちよつと考へられませんか。でございますから、只今大臣もおつしやつております。この率を漸次に變更するということは必要もありま

○高橋進太郎君 實は大蔵大臣の御言明で我々納得したのですが、主税局長からどうも税を變えたのは戦時中だけだというお話を承ると、どうも黙つておられないので、これは終戦後も中央の実情で、これは大臣が池田蔵相であつたのですが、あのときに実に地方財政としては苦杯を嘗めさせられたので、どうも上げるときには強ひられた、下げるときには切捨御免で下げられることでは、折角この制度を作られても、そのめやすというものがついてくらくする。又折角の自主性というところに欠けるところがあると思ひます。この点は十分一つ今大蔵大臣の言明のようにお守りを頂きたいと思ひます。

それから第二の点は、とかくこの中央の財政を編成する場合において、例へば今年度の一兆円の予算編成についてこれは予算委員会でも大蔵大臣に申上げたのであります。どうもしやうがせが地方財政にかかつて来る。例へば補助金の整理にいたしまして、或いは又補助率の引下げにいたしまして、それは下げるほうは一応の形としてはいいいのであります。それなら實際の地方財政では引下げられた、或いは

又補助金が切捨てられた形において、そのまゝ地方財政において、地方政策において、それが実施できるかどうかと、そうじやないもので、やはり同じように現在の物価なり或いはベア・アップなりを基準として現実に金を出さなければならぬという形になつて参るのであります。そういうようなこと、しやうがせと申します。地方財政に対するしやうがせ、そういう意味からいふと、今回の補助金の整理についても非常に徹底を欠くような気がするのでありますが、その辺の事情を大蔵大臣からお伺ひしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 實は補助金の問題は非常に各方面より、又衆参両院のからんより補助金を整理すべしという強い要望を實は受けたのであります。それで法案等を受けますものは二十三件ございまして、そのほかに約三十億ばかりの補助金の整理をいたしました。これは皆様の強い御要望において實はやつた次第でございます。併し今高橋委員が仰せになつたやうなところ、な中央のしやうがせに寄せるという考へを持つてやつておると、全然そういう考へ方はいたしておりません。ただこの補助金のうち如何にも先に行くところ、細かいもので、こんな補助金はもうわんほうがいいというところをたび／＼仰せになりまして、又その補助金があるために地方が非常に費用が迫ると、こういうやうなことを、これは私は税制調査会でも或る地方長官をされておつたかたが、自分の実感として幾つかのこつた補助金は切つてくれというのを私どもに書いて出されたものがあるのです。そういうこと等からいふと、御

また補助金が切捨てられた形において、そのまゝ地方財政において、地方政策において、それが実施できるかどうかと、そうじやないもので、やはり同じように現在の物価なり或いはベア・アップなりを基準として現実に金を出さなければならぬという形になつて参るのであります。そういうようなこと、しやうがせと申します。地方財政に対するしやうがせ、そういう意味からいふと、今回の補助金の整理についても非常に徹底を欠くような気がするのでありますが、その辺の事情を大蔵大臣からお伺ひしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 實は補助金の問題は非常に各方面より、又衆参両院のからんより補助金を整理すべしという強い要望を實は受けたのであります。それで法案等を受けますものは二十三件ございまして、そのほかに約三十億ばかりの補助金の整理をいたしました。これは皆様の強い御要望において實はやつた次第でございます。併し今高橋委員が仰せになつたやうなところ、な中央のしやうがせに寄せるという考へを持つてやつておると、全然そういう考へ方はいたしておりません。ただこの補助金のうち如何にも先に行くところ、細かいもので、こんな補助金はもうわんほうがいいというところをたび／＼仰せになりまして、又その補助金があるために地方が非常に費用が迫ると、こういうやうなことを、これは私は税制調査会でも或る地方長官をされておつたかたが、自分の実感として幾つかのこつた補助金は切つてくれというのを私どもに書いて出されたものがあるのです。そういうこと等からいふと、御

また補助金が切捨てられた形において、そのまゝ地方財政において、地方政策において、それが実施できるかどうかと、そうじやないもので、やはり同じように現在の物価なり或いはベア・アップなりを基準として現実に金を出さなければならぬという形になつて参るのであります。そういうようなこと、しやうがせと申します。地方財政に対するしやうがせ、そういう意味からいふと、今回の補助金の整理についても非常に徹底を欠くような気がするのでありますが、その辺の事情を大蔵大臣からお伺ひしたい。

相談申し上げまして、ああいうふうなことをしてあるのでございますが、併し鑑りにこれも決して補助金を切る、と、こういう考え方である次第ではありません。いわんやしわ寄せをする考えは持つておりませんから、この点は一つ御了承願いたいと存じます。

○高橋進太郎君 私はもう一点今度の交付税に關連してお聞きしておきたいと思ふのですが、今までの平衡交付金ならば、或る意味から言へば、地方では足りないだけ或る意味において付けを地方で持つて来る、というふうな形になつておりましたが、今度はこのやういふやうな率で定められて、自主財源といふことになりまして、実情を見ますと、最近のやうに行政費がどんどん削られて行きて、非常に各官庁の寄附金が多い。私は先年山形県の或る町村で調べたのでありますが、特に多いのは警察庁であるとか或いは裁判所であるとか、或いはその他の官署でどうも建築費なりその他の庁費が削られた、それが町村負担のやうな形に行きまして、山形県のその当時のあれで一町村当り大体五十万円か百万円くらいの寄附金をされておる。こういうやうな実情であります。これは結局中央のしわが地方財政に来ておる一つの例であります。同時にその町村が苦しければ町村民のほうに又その負担がかかつて行くと、こういうやうになつておるのですが、これらの問題については行政官としてのこれらの問題に關する御措置をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今高橋委員のお話は、地方の例えは裁判所或いは警察庁等の諸費を以て負担すべき建築費等について町村に負担をかける、まあ一つの寄附金を求めるというやうな例があるというお話でございますが、これは遺憾ながら私もどうもそういうやうな事実を耳にしておるのであります。そういうことで先年、先年と申しますか、この前のたしか国会でありましたか、地方財政法を改正して頂きまして、さういふ強制的な割当交付金といふものは一切いかに、直接間接地方団体に対してさういふ寄附金を求めることはいかにという趣旨の精神的な一つの訓示的な規定は入つたのであります。が、併しこれはやはり従来から慣例として或る程度さういふやうなことが未だに行われていた所がやはりはいないかと私も非常に遺憾に思つておるのであります。併しこのやうなことは、只今申しました地方財政法の各種の規定から考えましても、当然あるべからざることでありますので、地方団体に対しては、私もさういふやうなおそれ国が負担をいたすべき経費を地方が負担をするということとはよくないから、又法律の趣旨にも違ふから負担すべきでないといふことを申しておるのでありますけれども、半面併し又自分の所に警察庁の庁舎でも作つてもらいたいとか、或いは国の出先機関を作つてもらいたいといふやうなところから、若干さういふやうな呼び水みたいな気持ちでさういふやうなことをやるといふ所も全くないといふわけに行かぬのであります。そういうことは甚だ好ましくないもので、私もどうしては努めてさういふことのないやうに指導いたしておるわけであります。

○高橋進太郎君 私最後に一点大蔵大臣に、これは質問というより御要望を申し上げたいと思ふのですが、只今申上げた通り地方財政といふものは、中央のさういふやうな補助金の整理、或いは行政整理、或いは寄附金の問題といふやうなことに一例がござりますが、要するに地方財政といふものは非常に或る意味から言へば見通しがきかない。それだけに、地方財政といふものは現実に住民に接しておるために、さう理論通りに行かぬといふ点が非常に多いのであります。ところが従来の平衡交付金の折衝につきましても、どうも先ほど小林委員が言われた通り、大蔵省のやり方はどうも或る意味から言へばバナナの叩き売りで、搾れるだけ搾つて、叩くだけ叩けばこのままでいいといふやうな、どうもベース・アップのときの問題についても、平衡交付金の折衝のときにもさういふ点があるものであります。どうぞそれは今の地方財政の持つ現実の突進といふことを十分御認識下さいまして、地方財政に対する財政措置といふものに遺憾のないやうに願ひたい、こういう点を附加しまして私の質問を終ります。

○岡田大臣(小笠原三九郎君) よく承わつておきます。

○伊能芳雄君 高橋委員から御質問のありましたことに多少関係があるのですが、本年度の百分の一九・六六に所得税と法人税をしたその理由はどういふわけですか。この半端を作つたのは……。

○政府委員(渡邊喜久造君) 本年度の数字に半端をつけたという理由の御指摘でございますが、本年度の交付税の率をきめますに當り、予算の上で従来のやうなやり方で平衡交付金の制度をそのまま実施するとしたら、千何百億ぐらゐ地方のほうへやらなければならぬ。この額を先ず出して、これを紐をつける税としてして所得税、法人税、酒税といふものを選んでわけでございますが、その場合におきまして、これのほうのその三税の収入の見積りがあるわけでございます。それで、どういふふうなこれをきめるか、いろいろ相談して見たのでございしますが、自治庁のほうの希望としまして、酒の税金はとにかく一處二〇％の機会に紐をつけて欲しい、こういう御希望でございしました。全体としてはその三税をそのままアヴェレツとするのも一つの考え方だと思ふのですが、さういふことの御希望があまりでなし、全体としましてはそれほど大きな開きでもございせんので、それで酒税については二割、そうすると酒税を二割先ず差引きますと、残つた金額が幾ら、こういう金額が出まして、それを所得税、法人税の見積りで以て割つて参りますと、一九・六六という数字が出まして、本年度の計算におきましては、どちらかと言いますと、先ず以て予算的に見まして幾らぐらゐ地方に行くべきかといふ分と、それから国の税収として幾らぐらゐこの三税が収入になるか、この数字を出した割算の結論として出たのが今の一九・六六、かやうに御了承願ひたいと思ひます。

○伊能芳雄君 この一九・六六にしたために、本来の二〇％の場合とどのぐらゐの差ができたのですか。

○政府委員(渡邊喜久造君) その差額は十六億でございます。

○伊能芳雄君 この考え方といふのは、今の平衡交付金の出し方と同じやうな算定をして出した、こういうことですね。

○政府委員(渡邊喜久造君) 最初率をきめます場合にございましては、平衡交付金と同じやうな考え方を出した、ただ一處その率がきまると、平衡交付金の場合でございしますれば、本年度において収入の増がどのぐらゐあるか、或いは歳入の増加分がどれくらいあるか、これでその額が或いは増える、或いは減らないと、さういふことがきまるわけでございますが、交付税の制度になります場合にございましては、今後における財政需要の増減とか、或いは自然増収が幾らぐらゐ伸びるとか、さういふことは頭に置かないで、きめた率でそのまゝ計算し、その結果増加する額があれば、その増えた額がそのまま地方に行くといふ、さういふやうな点で率をきめた後の、以下の過程には交付税であるか交付金であるかによつて大きな違いは出ますが、その率をきめます当初においては、やり方は平衡交付金の場合と同じやうなやり方でやるのでございします。

○伊能芳雄君 この十六億ぐらゐの金を余り細かくやるために一九・六六といふやうな数字を出すことは、今後やつぱり平衡交付金のような考え方である出してから、又半端を、来年すぐこの割算を要しなさいかといふ非常な疑念を持たれる。それでさつき高橋委員が言つたやうに、さういふ懸念をえは前科がある。だものだから我々としては一九・六六にすると、来年はこの数字をすぐ動かすから一八ぐらゐにされるのじやないか、さういふやうな感じを非常に持つのです。十六億ばかり

りならば、どこかへ隠してでも置いてもらえば、こんな憂な半端を出さなかつただらう。そういう疑いは受けなかつたと思うのです。非常にこの点はまづかつたと思ふのです。

○政府委員(森永貞一郎君) 只今の端数は、実は私どものほうに実は責任があるわけでした、予算のほうは先に率

がきまつておつたわけでございます。交付税の提出が遅れましたために、初年度は一九・六六という變な端数がつきましたですが、次年度以降のことはつきましては先ほど来申上げましたように、これは濫りに變えるべきものではないと存じておる次第でありまして、又そうであるだけに、まあ將來二割か二割五分かという問題が非常にシリアスな問題として考えられるわけで、私どもの一遍きめました率につきましては、只今お話がございましたように、徒らに端数をつけたり何かするようなことは毛頭考えておりませんので、御了解を頂きたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは「引き続き」というのは二年以上ずつとやはり赤字だと、それから又見通される三年以降も赤字だというときに大体「引き続き」、「著しく」というのは、一割くらいのもろ大体財政計画に対して不足するという状態をまあ考えているわけがあります。

○伊能考雄君　そうすると、大体少なくてとも二年ぐらいは動かさんと、原則的に動かさんという大蔵省の先ほどお考えを述べられましたが、少しぐらい税の伸びがあつても少なくしないというふうな、はつきりしたお答え頂けませんか、大蔵省のほうで。

○國務大臣(小笠原三九郎君) よろし
ゆうございます。その通りでございま
す。

○伊能芳雄君「著しく」というのはそうしますと、今千二百十六億ですが、まあ百億ぐらいまでは伸びがあつても大目に見ておく、こういうふうに考へてよろしゅうございしますが、この

点も一つ。
○政府委員(森永貞一郎君) その点はまだ自治庁と相談いたしておりませんが、精神の上では只今おつしやいまして、精進のゆとりが出て参りますように、多少のゆとりが持たれても、減らすという気持は毛頭ございせん。又その半面多少足りなくなつて

も率を上げるといふことはない、さよ
うな考え方でございます。気持ちの上で
は全然おつしやいました頑りのもので
やつて行きたいと思ひます。

○伊能芳雄君　これは私、最後に数字
の問題ですから、あとで誰かとお打合
せしてみたいと思ひますが、この三稿
の二〇％とつたものは、私の試算によ
ると、一千二百八十三億になるように

思うのです。千二百十六億だと、六十
七億減つてるように思うのです。どこ
かで私は違いがあるのじやないか。六
十七億削減つているのです。さつき十
七億と言われたから、そこで私は十七
億というのを暗算でやるとそうなるの
です。併し実際は六十七億減らしてい
る五十億どうも願っているように思う

のですね……。

○政府委員(渡邊嘉久造君) 或いはあとで数字をお打合せして、はつきりさしたいと思いますが、私のほうの計算でございますと、三税の合計が六千六百十億、その二割ということになりますと千二百三十二億、それから計上

されてあります交付税の分が千二百十六億、従いまして千二百三十二億と千二百十六億との差額が十六億と、これが先ほど申しました十六億でございます。

○伊能芳雄君　私の基礎に使っている数字は、この二十九年度予算の説明、この法人税が千八百九十五億、所得

税が三千百五十一億、酒税が千三百七十億、これを基礎にしているものです。そうしますと千二百八十三億になります。これはまあここで時間をとつてやらんでもいいでしょう……。わがりました。

○委員長（内村清次君） それではどう

でしようか。逐条にまゐつたような委員の質疑もあつたのですが、一般常識はこれで終りまして、逐条に……。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（内村清次君） よろしうございますか。それじや逐条質疑に入りまします。

○若木勝藏君 この法案の四頁ですね。四頁の第六条の三の第一項の但し

書ですね、「当該減額すべき額は、交付税の総額の百分の二に相当する額をこえてはならない」結局ここで以て不足した場合は特別交付税から二%だけ食うということになりますな。これは平衡交付金制度になかったことだと思ふのです。特別交付金から二%食つたなんてことは私は聞いたことがない

が、さように心得て差支えありませんか。

○政府委員（後藤博君） お答えいたします。平衡交付金制度にはございませんですが、例えば按分して百パーセントその財源不足額を出せなかつた場合には、調整率というものを用います。

て、財政需要額を圧縮をいたしまして、そうしてその差額を出すという恰好にしておりますので、やはり実際問題といたしましては特別交付税のほうにやはり食い込んで行くというふうな実際問題としてはそういうふうになるのであります、そういうことをまあやつておつたのであります。

○若木勝藏君 その程度はやはり二%の程度まで行っておりましたか。

○政府委員(後藤博君) 実際問題としては二%でなくて、財政需要額を圧縮いたしました、財源不足額を従つてまゝに圧縮するわけであります。その百パーセントを出す、こういう恰好にし

ておつたのであります。そういう方法もやはり新しい交付程でもとるのであります。そのとる前に二％だけ食い込むという制度を一つ作つたわけにあります。

○若木勝藏君　まああなたがたの資料のほうに基いても、この表解で以て見るというのと、片つ方は全然食い込みはない、片つ方は明らかにこれ二％食いはない、片つ方は明らかにこれ二％食いは

込むというようなことになっているの
でありますが、こういう点から見まし
て、これはこの交付税にしたというこ
とについては、今までの平衡交付金制
度と同じにやはり財政を圧縮するところ
の一つの方向が見えるんじゃないかと、
こういうふうに思うのであります。そ
ういう点の一つ……。

それは、やはりこの資料でですね。地方交付税関係参考資料のところでは算定の単位費用をきめる場合のなんです、が、範圍になるこれは何の種類が……今度の交付税制度とそれから従来の平衡交付金制度との間に、この経費の種類の上に

ついて變化があつたかどうか、その点を願います。

○政府委員(後藤博君) 経費の種類に

○若木勝藏君 変りはない。
○政府委員（後藤博君） はい。

○若木勝藏君 それでは次に一つ伺いたいのですが、この資料に基い

てこれはまあ在来もそうであつたかも知れませんが、期末手当及び勤務地手当ですね、この場合においてまあ勤務地手当は明らかに市町村職員は害になつてゐる。それから期末手当及び勤続手当の場合においてもやはり市町村を抜いてゐる。これはどうして

抜けているのですか。市町村の職員は……。

○説明員(柴田護君) 市につきまして勤務地手当受けておりますものは、標準団体といたしましては人口十萬の都市を大体基準に置いておりますが、その場合に從來からその場合の標準団体としては一標準の市を想定いたしております。大体四種地で、熊谷補正に便

いまする種地別で四種地を使つており
ますが、四種地でも一級地というこ
とになつておりますが、先般給与改訂
の際に勤務手当の支給地区が一級地
づつ下つて参りましたその関係で一級
地になるわけでありまして、それから勤
務地手当並びに勤務手当は算入いたし
ております。

○若木勝蔵君 算入している。

○説明員(柴田護君) してあります。

○若木勝蔵君 そうしますとですね。
市町村吏員で以て省かれてゐるのは
何々になりますか。この特別待遇を受
けてゐるのは、差別待遇を受けてゐる
のは市町村吏員としてありませんか。

○説明員(柴田護君) 御質問の趣旨が
ちよつと呑み込みかねますけれども、
特別待遇、特別に府県と比べて落ちて
ゐるというのはいさゝかあります。

○若木勝蔵君 そうしますと、私は
地方を歩いたとき期末手当とか、そう
いうふうなものは市町村吏員には渡ら
ないといふことをほうふで聞く、こ
れはどういう理由でそういうふうな場
合があり得るのですか。

○説明員(柴田護君) 少くとも従来の
制度で申上げますと、平衡交付金の算
定上はさうなものの標準団体の算定
基礎に入れます、そうしてそれによつ
ての団体の規模なり団体の状況に依り
て、補正して参るわけでございますが、
或いは勤務手当が渡らないというよう
なことが仮にあるといふとすれば、それ
は、それはその市町村の財政状況から
判断して、その市町村独自の判断でそ
ういふものを支出しないといふだけの
話でありまして、地方財政平衡交付金
を算定いたしますようなものも

全部交付すべきものとして経費の中に
算定いたしておるわけでありまして。

○若木勝蔵君 そうしますと、市町村
のいわゆる独自の立場で以てそれを支
給しないというようなことはこれは私
はおかしいと思ふのだが、何かしなく
てもいい一つの根拠があるのですか。

○政府委員(後藤博君) 御承知の通り
平衡交付金は一般財源として支給する
のであります。従つて用途を別に特定
するわけではないのであります。又こ
の一般財源はどういうように使うかと
いうことは市町村財政全体を考へて使
うという建前になつておりますので、
我々は平衡交付金の算定には入れてお
りますけれども、ただ使ふことを期待
するといふ建前になつておるのであり
ます。どうしても使わなきやならない
とこゝろという紐付の考へ方にはなつて
ないものであります。

○若木勝蔵君 そういたしますと、私
は棒給などもやはり同じだろうと思ひ
ます、そういう意味でそうでありませ
んか。或いは教育費とかそういうよう
なもの、それも地方で勝手にやれとい
うことになりませんか。

○政府委員(後藤博君) 給与につきま
してもまあ原則的にはさうな考へ方
をしております。併し条例によつて
それによつての給与額をきめておられ
ます、その条例にも大体は国家公務員
の給与の基準を使つておられますから、
大体給与についてはさうなことが
になつていない。ただ小さい市町村の
うちで町村におきましては、必ずしも
国の標準によらないで、それよりも低
い額が従来出されておるうちに存じて
おります。

○若木勝蔵君 今度は交付金制度では
なく交付税制度になつたのですが、交
付税制度になつたらば、その点はやは
り従来と同様になるか、その点を伺ひ
たいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) やはり従来と
同じ考へ方で参ります。

○小林武治君 これは順にやつてゐる
のですか。

○委員(長内村清次君) いえ、どこ
でも……

○小林武治君 それじや一つ伺つてお
きますが、今度は御承知のように地方
税法で、これでは施設利用税が創設さ
れた、同時に入場税が税法の成立が遅
れたために五月半ばまで入場税が現行通
りであつた、従つてこれら二つの税につ
いてこの平衡交付金の改正の中に何
らかの規定を挿入する必要がある、こ
ういふふうに思ひますが、その点は。

○政府委員(後藤博君) 御説の通りに
考へております。でき得れば今申され
ました点についての御修正を願ひたい
と思ひます。

○委員(長内村清次君) ほかにござい
ませんか……それではほかに御質問が
ないようでしたらならば、質問を打ち
つてよろしうございしますか。

○委員(長内村清次君) それではその
ように取扱ひます。ちよつと連記とあ
へて。

【速記中止】

○委員(長内村清次君) 連記始めて。
それでは地方行政委員会はこれにて
散会いたします。
午後四時三十一分散会

て政界の浄化を期するため、公職選挙
法における連座制を強化し、選挙運動
に關してその運動関係者から買収、き
よう応募等の悪質違反者を出した場合
は、事情の如何を問はず候補者にこれ
に連座してその責任をとらせ、選挙
権、被選挙権の長期停止となるよう公
職選挙法を改正せられたいとの請願。

第二四七二号 昭和二十九年四月二
十六日受理

地方税法中一部改正に關する請願
請願者 愛媛県宇摩郡金砂村長
立川清秀外一名

現行地方税法では、私企業に課税し公
企業は非課税対象となつてゐるので、
同一企業でありながら事業主体の相違
によつて地元町村にははたしだい不均
衡を生じてゐる現状にあるから、地方
税法第三百四十八条第一項に該當する
団体が行う発電施設に固定資産税を賦
課し得るよう同法を改正せられたいとの
請願。

第二五〇一号 昭和二十九年四月二
十六日受理

スケート場の入場税撤廃に關する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河合二ノ六 小池富治

紹介議員 岡田 宗司君

スケート場は、パチンコ、ダンスホー
ル、キャバレー等と同一系列にして入
場税が課せられてゐるが、スケート
は、学校体育の重要な科目として、水
泳、バレー、野球と同一条件下にある
から、スケート場の入場税を撤廃せら
れたいとの請願。

五月、日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、都市警察存置に關する請願(第
二四一〇号)
一、選挙違反の連座制強化に關する
請願(第二四四九号)
一、地方税法中一部改正に關する請
願(第二四七二号)
一、スケート場の入場税撤廃に關す
る請願(第二五〇一号)
一、地方財政再建整備等に關する陳
情(第六三九号)
一、県民税創設反対等に關する陳情
(第六五一号)
一、町村合併促進法中一部改正に關
する陳情(第六六〇号)

第二四一〇号 昭和二十九年四月二
十一日受理

都市警察存置に關する請願
請願者 名古屋市中区下堅杉町
一ノ二 馬場いよ外二
十五名

紹介議員 赤松 常子君

警察制度の改正は、世論を黙殺し、地
方自治の発展を阻害して、中央集権的
な警察國家を復活する虞れがあること
は、名古屋市婦人団体連絡協議會が
ひとしくみとめるところであるから、
地方自治権擁護のためにも都市警察を
存続せられたいとの請願。

第二四四九号 昭和二十九年四月二
十三日受理

選挙違反の連座制強化に關する請願
請願者 佐賀県佐賀郡西川副村
新村 古賀みな外二千
四百七十一名

紹介議員 松岡 平市君

政界汚濁の根源が選挙の腐敗に存する
実情にかんがみ、選挙を公開にしもつ

一、都市警察存置に關する請願(第
二四一〇号)
一、選挙違反の連座制強化に關する
請願(第二四四九号)
一、地方税法中一部改正に關する請
願(第二四七二号)
一、スケート場の入場税撤廃に關す
る請願(第二五〇一号)
一、地方財政再建整備等に關する陳
情(第六三九号)
一、県民税創設反対等に關する陳情
(第六五一号)
一、町村合併促進法中一部改正に關
する陳情(第六六〇号)

第六三九号 昭和二十九年四月二十日受理

地方財政再建整備等に関する陳情

陳情者 広島県知事 大原博夫
地方団体の赤字財政の解決は緊急を要する問題であるから、(一)地方財政再建整備法のすみやかな成立を図るとともに赤字整理のための長期融資、(二)昭和二十九年当初地方財政資金として短期融資の措置を講ずるとともに、国庫交付金の概算交付、(三)昭和二十九年地方財政計画の修正、(四)災害復旧事業国庫補助事業の改正ならびに補助金の執行の適正化に関する法律案の改正中止等について善処せられたいとの陳情。

第六五一号 昭和二十九年四月二十三日受理

県民税創設反対等に関する陳情

陳情者 愛知県豊橋市長 大野佐長

市町村民税の一部を移譲して道府県民税を創設することは基本的には府県を国の総合出先機関とする政府の意図に逆行し明らかに矛盾であり、一面市町村の自主財源を圧迫するばかりでなく、納税意欲を減殺させたすに徴税事務を複雑困難にすることは明らかであるから、本税の創設には絶対反対であり、もし実現をみる場合にあっては、課徴取事務は全面的に県において行うよう強く要望するとともに、道府県税としての不動産取得税の創設に対しても強く反対するものであるから善処せられたいとの陳情。

第六六〇号 昭和二十九年四月二十六日受理

町村合併促進法中一部改正に関する陳情

陳情者 栃木県宇都宮市議会議長 高橋 新吉外七名

町村合併促進法第三十七条第一項第三号(町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること)は、実際問題として市が町村を編入合併する場合の障害となつてゐるから、この場合にも町村が町村を編入する場合と同様に同法第九条(議員の任期定数に関する特例)の規定を準用して、町村議員が一箇年間在職することができるよう改正するとともに、同法第三十七条本文カッコ内を第四号から改め且つ分村合併の場合の同法第十一条第四項の住民投票は三分ノ二以上の賛成を要すると改正せられたいとの陳情。

昭和二十九年五月十五日印刷

昭和二十九年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局